平成２８年第４回矢掛町議会第３回定例会（第１号）

１．会議招集日時　平成２８年９月６日　午前９時３０分
２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前９時３０分
　　　　　　　　（延会）　午後０時　３分
３．議員の出欠状況

議席番号	氏　名	出欠等の別	議席番号	氏　名	出欠等の別
１	花　川　大　志	出	２	川　上　淳　司	出
３	土　田　正　雄	出	４	浅　野　　　毅	出
５	山　野　豊　久	出	６	髙　岡　一　万	出
７	笹　井　愛　子	出	８	萩　野　清　治	出
９	植　田　修　弘	出	１０	江　尻　健　二	出
１１	青　江　　　茂	出	１２	守　屋　正　晴	出

〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	武井道忠
教育長	嶋山英二	総務企画課長	山縣幸洋
町民課長	小川公一	保健福祉課長	松嶋良治
産業観光課長	奥野隆俊	建設課長	津島昭二
上下水道課長	渡邉孝一	教育課長	田中立志
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計課長	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課主幹	三宅伸幸
総務企画課主幹	片岡　崇		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行　淳

６．議事日程

日程第　１　　会議録署名議員の指名
日程第　２　　会期の決定
日程第　３　　諸般の報告
日程第　４　　議案第５５号　教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
日程第　５　　議案第５６号　平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
　　　　　　　議案第５７号　平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について
　　　　　　　議案第５８号　平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第５９号　平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定について

報告第　２　号　平成２７年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

議案第６０号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について

議案第６１号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６３号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６４号　平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）について

議案第６５号　財産の取得について

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前９時３０分　開会

○議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

９月に入り，少しずつ秋の気配が感じられる時候となりました。しかし，まだまだ暑い日が続いておりますので，今後におきましても，体調面に十分御留意をいただきたいと思います。

さて，本日は何かと御多用のところ，お繰り合わせ御出席をいただき，御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，ただいまから平成２８年第４回矢掛町議会第３回定例会を開会いたします。

なお，病院管理者におかれましては，診療業務のため本定例会を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので，御報告をいたします。

それでは，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配布のとおりであります。

〜〜

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（江尻健二君）　日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は，会議規則第118条の規定により，１２番守屋正晴君と１番花川大志君を指名いたします。

〜〜

日程第２　会期の決定

○議長（江尻健二君）　日程第２，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は，本日６日から２０日までの１５日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，今期定例会の会期は，本日から２０日までの１５日間と決定いたしました。

〜〜

日程第３　諸般の報告

○議長（江尻健二君）　日程第３，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので，挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山野通彦君）　皆さん，おはようございます。

本日は，平成２８年第４回矢掛町議会第３回定例会を招集いたしましたところ，議員の皆様には，公私御多用の中，御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

さて，この夏のリオ・オリンピックにおいては，日本選手の大活躍により，総メダル獲得数は前回のロンドン大会の３８個を抜き，史上最多の４１個を獲得いたしました。なかでも，女子レスリングの伊調選手は，オリンピック女子で誰も成し遂げなかった四大会連続の金メダルを獲得し，また男子400メートルリレーでは，９秒台の選手が一人もいないなか，バトン技術を磨くことにより，ボルト選手率いるジャマイカに次いでの銀メダルを獲得するなど，歴史的なメダル獲得となりました。

その他の競技でもたくさん選手が活躍し，多くの国民に感動と希望を与えて，４年後の東京オリンピックでは更なる選手の活躍に期待をしておるところでございます。

また，日本時間で８日に開幕のパラリンピックにおいても，この流れに乗って，日本選手が活躍してくれることを願っておるところでございます。

矢掛町にも，日本を代表する期待の選手がおります。現在，矢掛中学校３年生の三宅星南君でございますが，このたび，国際ジュニアグランプリフィギュアスケート競技大会への出場が決まりました。先般，激励をしたところでございます。彼をはじめ，家族を含めてしっかりと支援していきたいと思っております。

こうしたなか，国内の動きを見てみますと，政府は先月の臨時閣議で，第２次安倍政権以降で最大となる事業規模２８兆１千億円の経済対策を決定いたしました。このうち，景気を直接押し上げる国と地方の財政支出は７兆５千億円で，複数年で執行し，第１弾は秋の臨時国会に提出する補正予算案に４兆5,221 億円の歳出追加を盛り込む予定であります。当町といたしましても，事業内容をよく分析し，必要な準備を行ってまいりたいと存じます。

また先般，矢掛町総合防災訓練を実施いたしましたところ，町民並びに関係者，そして議員さん方も，たくさんの方々に御参加御協力いただき，ありがとうございました。この訓練では，３０年以内に起こるとされる南海トラフ巨大地震を想定し，各地区の小学校で避難所の開設から運営について，町民の皆様にも実際に体験していただきながら，町としても初めての実践的な訓練を実施させていただきました。

これは，熊本地震が起こり，私自身も視察に参りましたが，実際に大災害が起きたときには，行政だけでは全てに対応することはできません。行政等の支援が来るまで，そこに住む住民が協力し合い，助け合うことが最も重要になってまいります。こうしたことを伝えるには，やはり被災地の方から生身の体験談を聞くことが一番ではないかと思い，お忙しい中，熊本県の芦北町長である竹崎氏に講演をお願いしたところでございます。

この訓練により，少しでも住民の防災への意識が変わり，今後地域での行動につながっていければ幸いというふうに思っております。当町といたしましても，今後こうした訓練を継続するとともに，防災体制の整備を引き続き行ってまいりたいと思います。

また，岡山県におきましては，県知事選挙が来月６日に告示され，２３日に投票の日程で準備が進められております。既に立候補を表明されております伊原木知事の，この４年間の実績が県民から問われる選挙になろうと思っておるところでございます。

そして本町におきましては，今年度も５ヵ月が経過した段階で，今のところ事業的には当初予算に従い，繰越事業も含めほぼ順調に進んでいる状況でございます。しかし，先ほど述べましたように，国の政治状況，また県政におきましても，大きな変動要因を含んでいるときでありますだけに，アンテナを高くし，できるだけ多くの情報を収集し，また分析しながら今後に向け適切に対応していかなければならないものと考えております。

どうか議員の皆様方におかれましても，それぞれの立場で御協力いただきますよう，よろしくお願いを申し上げます。

さて，今定例会で御審議いただく案件は，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて１件，平成２７年度一般会計ほか特別会計及び企業会計の決算認定について４件，各会計の決算に基づきます健全化判断比率等の報告１件，一般会計ほか補正予算について５件，財産の取得について１件の計１２件でございます。どうか適切な決定を賜りますよう，よろしくお願いをいたします。

なお，本定例会におきましては，一般質問をお受けすることにいたしておりますので，どうぞよろし

くお願いをいたします。

続きまして，報告事項を申し上げます。今回の報告事項は１１件であります。

まず，報告第１号，平成２８年６月の梅雨前線豪雨による矢掛町の被害状況について御報告申し上げます。

このたびの梅雨前線豪雨では，近年にない雨が降り，６月の総雨量は450ミリを記録しました。これは６月の平均雨量180ミリと比較して2.5倍となっており，昭和６０年の梅雨前線豪雨に次ぐ規模の雨量となります。また，梅雨前線豪雨による矢掛町での被害につきましては，美川地区三ヶ原地内の町道が全面崩壊したのをはじめ，道路・水路などへの被害が約８０件，農地の法面崩壊などが約４０件の被害報告があり，被害総額は約6,500万円と見込まれております。これらのうち，被害規模が比較的小さいものは緊急対応により対応済みでございますが，大規模災害の約３０件につきましては，年度内復旧を目標に事業を進めているところでございます。その予算も今回計上しております。

また，このような大きな被害をもたらした記録的な豪雨でも，家屋被害が最小限度にとどまった要因といたしましては，これまでの湛水防除施設や市街地排水施設の整備，更には河川改修など，積極的に防災施設整備を行い，防災力を高めてきた成果であると考えております。

報告第２号，やかげ観光大使やかっぴー「ゆるキャラグランプリ2016」への参戦について御報告申し上げます。

平成２６年度に合併６０周年を記念して誕生いたしました「やかげ観光大使やかっぴー」が，全国からエントリーしたキャラクターを対象にインターネット投票によりランク付けをする「ゆるキャラグランプリ2016」へ参加しております。

お手元に配布しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが，投票期間は７月２２日から１０月２４日までで，インターネットから１つのメールアドレスにつき投票用のID（アイディー）とパスワードを取得し，１日１票投票することが可能であります。

また，１１月５日と６日には，愛媛県松山市城山公園芝生広場で「ゆるキャラグランプリ2016イン愛顔のえひめ」が開催され，この会場で決選投票が行われます。やかっぴーもそのイベントに参加し，「やかげ観光大使やかっぴー」の知名度を上げるとともに，矢掛町を全国に向け発信してまいりたいと考えております。

なお，本年は全国から1,416件のゆるキャラがエントリーされ，本日午前８時３０分現在，やかっぴーは７４位と，上位進出を目指して奮闘中でございます。ご当地，つまり官公庁だけの分野では今４９位でございます。

議員の皆様にも，「やかげ観光大使やかっぴー」への投票並びに周知に御協力いただきますよう，よろしくお願いをいたします。

報告第３号，外国青年招致事業における後任者について御報告申し上げます。

この事業は，外国青年を英語指導員として招致し，町内の子供たちに幼児期からの国際感覚を身につけさせるため，各幼稚園・保育園及び小学校において巡回指導を行っているものであります。

今年の８月まで小学校で指導していた英語指導員のペドロさんの後任の推薦を関係機関にお願いしていましたところ，ベイン・ロバート・テイラーさんの紹介があり，８月末に矢掛町に来町され，９月１日から既に勤務を開始されております。

お手元に資料を配布しておりますが，テイラーさんはアメリカテネシー州生まれの２４歳の男性であ

ります。専攻は歴史学と東アジア研究で，日本への留学経験もお持ちであります。昨年１年間は，タイの大学で英語を指導されておられました。子ども好きで，矢掛の子ども達に指導することに大変意欲を示されております。

指導員として招致することにより，引き続き同事業を発展させ，外国語等に親近感を持たせるとともに，国際親善の一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

報告第４号，佐藤アキ子コンサート「アジア音楽のしらべ」の開催について御報告申し上げます。

やかげ郷土美術館では，今月１１日の日曜日午後２時から，名誉町民，故佐藤一章氏の次女で，邦楽家の佐藤アキ子氏の出演によります，中国楽器二胡モンゴル楽器の馬頭琴のコンサート「アジア音楽のしらべ」を開催いたします。

お手元に配布しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じますが，今回は，佐藤一章生誕111年を記念し，佐藤一章の業績と人柄と題して，佐藤アキ子氏と親交があります，元山陽新聞社出版局次長山根連志氏とのギャラリートークも予定をいたしております。

入場料は，作品観覧料も含めて1,000円となっております。議員の皆様におかれましても，この機会に是非御鑑賞いただきますよう，御案内申し上げます。

報告第５号，「朝倉さやコンサート」の開催について御報告申し上げます。

今月１７日の土曜日午後２時開演で，やかげ文化センターホールにおきまして，「朝倉さやコンサート」を開催いたします。

お手元に配布しておりますパンフレットを御覧いただきたいと存じます。内容といたしましては，第一部として，山下靖喬さんによります津軽三味線の聴きごたえのある名曲の演奏と，第二部は，若手民謡歌手として現在最も注目され，人気上昇中の朝倉さやのコンサートを予定しております。二人とも，津軽三味線・民謡大会で，日本一に輝いた実力のある演奏者であります。

この企画は，矢掛町では初の試みですので，是非ともこの機会に，音響の素晴らしいホールで御堪能いただければと思います。チケット料金は1,000円で，全席自由席としております。

議員，また町民には，御家族，御友人，お誘いのうえ，お越しくださいますよう御案内申し上げます。

報告第６号，「秋の交通安全県民運動」の実施について御報告申し上げます。

お手元に配布しております行事一覧表を御覧いただきたいと存じますが，毎年行われます「秋の交通安全県民運動」が，今月２１日の水曜日から３０日の金曜日まで１０日間，「あの道　この道　慣れた道　安全確認　もう一度」をスローガンに，そして，「子どもと高齢者の交通事故防止」を最重点目標として県下一斉に行われます。岡山県の重点目標としては，「進路変更・右左折時の合図の徹底」，「信号の厳守」，「スピードダウンの励行」の３つに加え，今回の運動から「横断歩行者の保護」が新たに重点目標となっております。

期間中は，交通事故防止に向けて，関係機関と協力して，啓発活動や街頭指導など，積極的に行ってまいります。なお，運動期間初日の９月２１日水曜日午後１時３０分から，矢掛町農村環境改善センターホールにおいて，交通安全推進大会を開催いたします。

どうか議員の皆様にも，それぞれのお立場で，引き続き御協力の程よろしくお願いをいたします。

報告第７号，市田ひろみコレクション「世界の民族衣装展」の開催について御報告申し上げます。

やかげ郷土美術館では，来月，１０月４日の火曜日から１２月４日の日曜日にかけまして，企画展といたしまして，市田ひろみコレクション「世界の民族衣装展」を開催いたします。

お手元に配布しておりますパンフレット等を御覧いただきたいと存じますが，今回の企画展は，女優で装飾評論家として御活躍中の市田ひろみ氏の世界各地の民族衣装コレクションの中から，アジア，中東，ヨーロッパ，アフリカ，中南米各地の民族衣装を一堂に展示し，世界の伝統工芸の魅力と世界の文化の多様性を紹介いたします。また，１０月４日には「市田ひろみ記念講演会」を，また，１０月４日と１１月６日には，「市田ひろみギャラリー・トーク」を予定いたしております。

入館料は，一般 800 円，高校生・大学生は 500 円，中学生以下は無料となっております。なお，会期中は，休館日なしで開催しておりますので，多くの皆様に鑑賞いただければと思います。

議員の皆さんにおかれましても，既に開会式への御案内を差し上げておりますが，どうぞ，御家族お揃いで，観覧いただきますよう，御案内を申し上げます。

報告第８号，「共同募金運動」について御報告申し上げます。

「赤い羽根共同募金」並びに「歳末たすけあい募金運動」が，本年度も１０月１日から１２月３１日までの３ヶ月間，全国一斉に行われます。

本町では，毎年「たすけあいの心」を基調に，町内会や自治会など，地区社協を中心として町民皆様の御理解と御協力のもとに，県下でも評価の高い募金活動が展開されており，この場をお借りして改めて感謝申し上げたいと存じます。御協力いただいた募金は，社会福祉協議会や地区社協のほか，特に各地域で行われている「いきいきサロン」の活動にも，この共同募金が還元されております。

本町におきまして，今年度の目標額を昨年度と同額の 230 万円とし，積極的に推進して参りますが，議員の皆様におかれましても格段のお力添えをいただきますよう，よろしくお願いをいたします。

報告第９号，自治協議会主催町政懇談会の実施について御報告申し上げます。

毎年行われております町政懇談会が，今年度も各地区の自治協議会主催により実施されます。各地区の日程につきましては，お手元にお配りした日程表で御確認いただきたいと存じますが，日程順に申しますと，美川地区が１０月２６日水曜日，矢掛地区が１０月２８日金曜日，三谷地区が１０月３１日月曜日，山田地区が１１月１日火曜日，川面地区が１１月４日金曜日，中川地区が１１月７日月曜日，小田地区が１１月９日水曜日で，時間は各地区とも午後７時から９時の予定でございます。

議員の皆様におかれましても，自治協議会長さんから御案内があると思いますので，御出席下さいますよう，よろしくお願いをいたします。

報告第１０号，「敬老会」の開催について御報告申し上げます。

毎年開催いたしております敬老会を，今年度は１０月２７日木曜日午前９時３０分から，昨年と同じ文化センターホールで開催いたします。

当日の余興といたしましては，今年は，中川保育園の園児によります歌や遊戯，水香衣理さんによる縁起のよい「ラッキー舞い」と，稲本渡さん他２名によるクラリネット，ファゴット，ピアノの演奏を予定しております。

議員の皆様には，後日御案内を申し上げますことにしておりますので，お繰り合わせ御臨席賜りますよう，よろしくお願いをいたします。

報告第１１号，「生涯学習振興大会」及び「矢掛町協働のまちづくり表彰式」の開催について御報告申し上げます。

今年度の生涯学習振興大会を，来る１１月５日土曜日と１１月６日日曜日の２日間，やかげ文化センターで開催をいたします。

初日，５日の午前には，「生涯学習振興大会表彰式」と「矢掛町協働のまちづくり表彰式」，また午後からは，町内の活動団体によりますステージ発表を行うことにいたしております。

お手元に配布しておりますパンフレット等を御覧いただきたいと存じますが，２日目の６日には，親子で楽しめる「ワンワンとあそぼうショー」を開催し，一緒になって歌をうたうなど，楽しいステージとなるよう計画をしております。

その他にも，各地区公民館の作品展示や町並み写生大会の作品展示も行いますので，町民，また議員の皆様におかれましても，御家族御友人をお誘いのうえ，おいでくださいますよう，御案内を申し上げます。

以上，１１点の報告でございます。

○議長（江尻健二君）　町長からの報告は終わりました。

次に，議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては，お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

また，監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので，各自御検討をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

～～～

日程第４　議案第５５号　教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

○議長（江尻健二君）　日程第４，議案第５５号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて，を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第４，議案第５５号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについて，提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町教育委員会委員の平山美加氏と楢崎裕志氏が，平成２８年９月３０日をもって任期が満了いたします。平山美加氏の後任といたしまして，新たに，矢掛町小林142番地，岩崎恭子氏を任命させていただき，また，楢崎裕志氏につきましては，引き続き任命いたしたいと存じますので，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によりまして，この議会の同意を求めるものでございます。

経歴につきましては，お手元に配布しております資料番号１を御覧いただきたいと存じますが，楢崎裕志氏は，平成２４年１０月から，本町の教育委員として在職いただき，学校教育及び社会教育全般にわたる課題解消と教育行政の発展に御尽力いただいているところであり，引き続きお願いするものでございます。また，岩崎恭子氏は，矢掛町学校運営協議会委員，学校支援地域コーディネーター，矢掛町生涯学習推進協議会委員など，本町の学校教育及び社会教育全般で委員として，現在も御協力をいただき，教育行政の発展に御尽力いただいております。

なお，任期につきましては，昨年４月から施行されました「新教育委員会制度」の規程に基づきまして，各委員が毎年一人ずつ異なる年に交代するよう調整する必要がありますので，このたびの改選で，楢崎氏は本年１０月１日から３年，岩崎氏につきましては４年とさせていただくものでございます。

なお，在職中の教育委員は，このたび改選されております二人のほか，小川雅史氏，石井三千代氏の計４人でございます。

どうか，よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君）　町長からの提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第５５号は，原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，議案第５５号，教育委員会委員の任命に同意を求めることについては，原案のとおり同意することに決しました。

～～

日程第５　議案第５６号　平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
議案第５７号　平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について
議案第５８号　平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
議案第５９号　平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定について
報告第　２　号　平成２７年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について
議案第６０号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
議案第６１号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第６２号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第６３号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６４号　平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）について
議案第６５号　財産の取得について

○議長（江尻健二君）　日程第５，議案第５６号から報告第２号を含め，議案第６５号までを一括議題といたします。それぞれ提案理由の説明，並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君）　日程第５，それでは，議案第５６号から議案第５９号までの，平成２７年度各会計の決算認定について，提案理由を御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計決算につきましては，地方自治法第233条第３項の規程，また，企業会計につきましては，地方公営企業法第３０条第４項の規定に基づきまして，この議会に認定をお願いするものでございます。なお，決算書と併せまして，法令に基づきます「主要な施策の成果に関する説明書」と「監査委員の意見書」を提出いたしておりますので，御認定いただきますよう，よろしくお願いをいたします。

詳細につきましては，後ほどそれぞれ説明させますが，私の方から多少内容に触れさせていただきます。

まず，議案第５６号，平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定についてでございますが，

平成２７年度の地方財政につきましては，社会保障費の自然増等による民生費の高い水準での推移により，大幅に地方財源が不足し，構造的にも厳しい状況が続きました。しかしながら，本町では，めまぐるしく変化する国策にも十分配慮し,収入面での確保についても職員共々創意工夫をしながら,積極的に財源探しをする中で，厳しい状況の中でも体力のある財政運営に取り組んでまいりました。

また，一般歳出の徹底した見直しによる抑制を行う一方で,「観光元年」をテーマとした観光推進策をはじめ，第５次矢掛町振興計画によります，計画的・重点的な事業実施を図るとともに，町政懇談会などによります要望に配慮し，住民の皆様に満足感を味わっていただけるよう住民生活に密着した各種行政施策を展開してまいりました。

その主な内容といたしましては，ハード面では役場庁舎の防災用発電装置の整備，囲碁の王座戦開催に伴う会場等の施設整備，育成牧場敷地整備，Ｂ＆Ｇ海洋センターの大幅改修などのほか，町道・農道の改良・舗装，ため池等の整備，下水道事業など，厳しい状況の中でも積極的に取り組んでまいりました。一方，ソフト面では，観光専用サイトや観光ＰＲ番組の作成，地域おこし協力隊による地域活動支援，放課後児童クラブの全地区拡大などのほか，地域支援員の配置，定住促進助成金，結婚祝金，各種健診，太陽光発電システム設置補助，農作物鳥獣害防止，広域結婚推進，小児医療費の助成などに取り組んでまいりました。

また，文化センターでは，年間を通じてさまざまな文化活動を展開し，図書館，美術館，海洋センターとともに，生涯学習の拠点施設として多くの方々に利用していただきました。

更に，介護予防，高齢者等見守りなどの高齢者福祉施策をはじめ，保健・福祉・医療の連携などによります保健福祉の推進，健康づくりの推進，自主防災組織の育成，ゴミの再資源化・減量化の推進など，住民生活に密着した各種施策に取り組み,「やさしさにあふれ　かいてきで　げんきなまち」を目指して諸施策を進めてまいりました。

その結果といたしまして，一般会計の決算規模は，歳入総額８０億 9,630 万１千円，歳出総額７５億 6,022 万４千円，差引き５億 3,607 万７千円となり，昨年度に比べ歳入歳出とも総額が６％程度の減となっております。そして，繰越明許費の財源１億 863 万３千円を次年度に繰り越し，実質収支４億 2,744 万４千円の黒字決算となりました。そのうち，法令等に従いまして，財政調整基金へ２億 1,400 万円，下水道事業償還基金へ 4,300 万円をそれぞれ積み立てております。特別会計につきましても，概ね順調な決算となっております。

係数的な説明につきましては会計管理者，財政状況につきましては総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第５７号，平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定についてでございますが，平成２７年度の病院事業の主な取り組みといたしましては地方公営企業法の改正による財務上の対応を行い，９月には昨年に引き続き，在宅医療についての意識啓発を目的に町民参加の矢掛地域医療介護連携フォーラムを開催し，地域医療連携の強化に努めました。そして町歯科医師会との連携による口腔ケアの充実を図り，入院患者の治療の質を高めました。また，引き続き，医師，看護師等の医療スタッフの確保に尽力するとともに，積極的に救急医療を受け入れ，２４時間の医療体制の維持強化に努めてまいりました。

こうした中で，平成２７年度の決算状況につきましては，年間延患者数は，入院，外来を合わせて延べ８万 5,264 人の御利用をいただき，収益合計は，１５億 9,562 万３千円，費用合計では，２０億 250

万円で，前年と比較して収益で2.3%の減収，費用22.3%の増加となりました。この結果，経常利益につきましては，1,121 万５千円の利益を計上いたしたものの，法改正による特別損失の影響により，４億687万７千円の純損失となったところでございます。

次に，資本的収支では，企業債のほか一般会計からの出資金を財源に，患者にとってより良い医療が受けられるように，血液ガス分析装置，超音波画像診断装置，内視鏡ビデオスコープなどの医療機器の更新を行いました。固定資産購入費や企業債償還金等，１億3,780万１千円を支出し，収支不足額5,410万１千円を，過年度分損益勘定留保資金などで補填いたしております。

以上，２７年度の経営状況につきましては，昨年に引き続き，公営企業改正によります会計基準の変更により一時的な経費が発生し，損失計上となったものの，総体的に順調に運営いたしておるところでございます。今後も国の制度改正などに伴い，医療を取り巻く環境は厳しい状況が続くものと予想されますが，継続して地域医療の中核を担い，町民の安心と信頼の病院運営を進めてまいりたいと思いますので，格別の御支援をよろしくお願いをいたします。

詳細な内容につきましては，病院事務長が説明いたします。

次に，議案第５８号，平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定についてでございますが，平成２７年度の決算状況につきましては，入所１日平均44.7人，通所１日平均15.0人の御利用をいただき，収益合計２億6,698万１千円に対しまして，費用合計３億4,512万５千円で，7,814万４千円の純損失となりました。次に，資本的収支では，一般会計からの出資金2,145万６千円に対しまして，6,855万４千円の支出となり，不足額4,709万８千円は，過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上，決算の状況を説明いたしましたが，今後も施設の役割を十分認識する中で，事業の一層の充実と効率的な運営に努めてまいりたいと思っております。

詳細な内容につきましては，たかつま荘事務長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第５９号，平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定についてでございますが，水道事業は，安全な水を安定的に供給するという重要な使命をもっており，常に企業としての自主性を発揮し，より効果的な運営に努め，町民の健康及び生活の向上と，経営の健全化に取り組んでまいりました。

決算状況につきましては，給水戸数5,326戸，給水人口１万4,657人，年間給水量は，139万922トンで，前年度と比べまして2,183トンの増加となりました。収益的収入は，３億1,023万３千円で，前年度と比べまして2.4%の増加となっております。また，収益的支出は３億643万２千円で，前年度に比べまして15.9%の増加で，差引き380万１千円の純利益を計上したところでございます。次に，資本的収支では，工事負担金，企業債等を財源に，里山田配水池関連工事や配水管更新，企業債の償還等で４億2,652万２千円を支出いたしております。

以上，経営状況を申し上げましたが，水道事業には継続的な施設の更新等多くの課題があり，今後，更に経費の節減を図り，経営の健全化に向けて努力する所存でございます。

詳細な内容につきましては，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，報告第２号，平成２７年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について，提案理由を申し上げます。

平成２７年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくもので

あります。

矢掛町の，平成２７年度決算に基づく健全化判断比率，及び資金不足比率は，指標の数値としてはいずれも，財政状態の危険度の基準である早期健全化基準・財政再生基準をはるかに下回っており，財政状態は健全であるといえます。

詳細な内容につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第６０号及び議案第６４号の各会計の補正予算につきまして，提案理由を申し上げます。なお，各会計の補正予算につきましては，地方自治法第218条第１項の規定に基づきまして，提出させていただくものでございます。

まず，議案第６０号，平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）につきまして，御説明申し上げます。今回の補正予算につきましては，補助事業等の確定に伴います追加計上，また，緊急度を勘案した単町事業の充実，追加を計上いたしております。主な内容といたしましては，お手許に配布しております補正予算の概要を御覧いただきたいと思います。

今回の補正額は７億２千万円で，補正後の予算総額は７９億8,100万円となっております。主な事業といたしましては，矢掛屋の附帯施設として御利用いただいております備中屋長衛門につきまして，簡易宿泊施設として活用の幅を広げるための改修費用1,150万円を，総務費に計上いたしております。財源につきましては，わこと応援基金，先般基金者と協議して御了解をいただいたところでございます。

また，衛生面では，来年度から実施する指定ごみ袋制への移行関連費用，及びエコタウン事業といたしまして，省エネ・低炭素型の社会を目指す国民運動でもある「ＣＯＯＬ（クール）　ＣＨＯＩＣＥ（チョイス）」の啓発事業費や，観光客の周遊促進と省エネ効果の両立をねらった，立ち乗り式の電動アシスト付き３輪自転車「ウォーキングバイシクル」などを，レンタル自転車として整備する費用を計上いたしております。

次に，商工費では，将棋の７大タイトル戦の一つ，王将戦が昨年の囲碁・王座戦に続き，開催されることに伴う関連経費533万円，及び三菱自動車の燃費データ不正問題の影響を考慮し，町内の関連企業支援のための公用車の購入費557万５千円を，計上いたしております。既定の公用車を合わせて，三菱の車を５台購入するというものでございます。更に，消防費では，井原消防組合矢掛出張所の移転新築にあたり，組合負担金として３億9,400万円を計上いたしております。

また，将来の財政負担を軽減するために，平成２７年度に借入れた過疎対策事業債と辺地対策事業債の交付税措置をされていない分，すなわち，償還予定額のそれぞれ３割相当額と２割相当額を，減債基金に積み立てる措置を行っております。

これをもって，昨年度事業において借り入れた地方債につきましては，償還財源の積み立てにより，将来負担を心配する必要はないという状態にしております。

詳細な内容につきましては，総務企画課長及び主幹が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第６１号，平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）でございますが，今回の補正は，歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し，補正後の歳入歳出総額を，２１億1,500万円とするものでございます。主な内容といたしましては，歳出では，国保制度改正準備として，総務費の電算委託料と，前年度の国庫負担金等の精算に伴う返還金でございます。歳入では，国庫補助金と一般会計繰入金及び繰越金でございます。

詳細な内容については，町民課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第６２号，平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正額は保険事業勘定につきまして，歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し，補正後の歳入歳出予算の総額を，１９億2,400万円とするものでございます。

内容といたしましては，来年度策定予定の事業計画に係るニーズ調査実施の経費，平成２７年度の介護保険給付費の確定に伴います，国社会保険診療報酬支払基金，県，町への返還金が主なものでございます。主な財源といたしましては，繰入金，及び繰越金でございます。

詳細な内容については，保健福祉課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第６３号，平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正額は歳入歳出それぞれ300万円の増額で，補正後の予算総額は１２億600万円となります。

内容といたしましては，施設整備費のうち委託料の増額によるものでございます。

詳細な内容については，上下水道課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

次に，議案第６４号，平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）についてでございますが，今回の補正額は，110 万円増額するものでありまして，財産区管理会で御協議いただいたものを提出させていただいております。

詳細な内容につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

続きまして，議案第６５号，公有財産の取得について，提案理由を御説明申し上げます。

矢掛町学校給食共同調理場におきまして，財産取得を行いますので，地方自治法第９６条第１項第８号の規定に基づきまして，この議会に提出し，議決を求めるものであります。

取得する財産の内容につきましては，矢掛町学校給食共同調理場で使用しております，厨芥(ちゅうかい)処理機等の更新でございます。

詳細な内容につきましては，教育課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

以上が，報告を含め，議案第５６号から議案第６５号までの提案理由及び説明でございます。御審議のうえ，適切な決定をいただきますよう，よろしくお願いをいたします。

○議長（江尻健二君）　次に，議案の説明を求めます。会計管理者。

○会計管理者（藤原徳忠君）　〔議案第５６号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　お諮りいたします。

説明の途中ですが，ここで１５分程度休憩いたしたいと思いますが，これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，１０時５５分まで休憩いたします。休憩。

なお、説明いただきました２名の委員さんが御挨拶に来られますので、議員の皆様にはこの後議員控室へお集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

午前１０時４０分　休憩

午前１０時５５分　再開

○議長（江尻健二君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　〔議案第５６号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　病院事務長。

○病院事務長（稲田欽也君）　〔議案第５７号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　介護老人保健施設事務長。

○介護老人福祉施設事務長（丹下裕之君）　〔議案第５８号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君）　〔議案第５９号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　〔報告第２号，議案第６０号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（三宅伸幸君）　〔議案第６０号（事項別明細）について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　町民課長。

○町民課長（小川公一君）　〔議案第６１号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　お諮りします。昼食の時間が近づいてまいりましたが，このまま会議を続行したいと思いますが，これに御異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めますので，説明をお願いいたします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君）　〔議案第６２号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君）　〔議案第６３号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　〔議案第６４号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　教育課長。

○教育課長（田中立志君）　〔議案第６５号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君）　昼食などの時間が少し経過しましたが，会議続行に御協力いただき，ありがとうございました。

町長から提案理由の説明，並びに担当課長等からの説明が終わりました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議は明日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，本日の会議はこの程度にとどめて延会とし，次の会議は明日の午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは皆さん，お疲れさまでございました。

午後０時３分　延会

平成２８年第４回矢掛町議会第３回定例会（第２号）

１．会議招集日時　平成２８年９月７日　午前９時３０分
２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前９時３０分
　　　　　　　　（散会）　午後０時　６分
３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
１	花　川　大　志	出	２	川　上　淳　司	出
３	土　田　正　雄	出	４	浅　野　　　毅	出
５	山　野　豊　久	出	６	髙　岡　一　万	出
７	笹　井　愛　子	出	８	萩　野　清　治	出
９	植　田　修　弘	出	１０	江　尻　健　二	出
１１	青　江　　　茂	出	１２	守　屋　正　晴	出

～～

４．説明のために出席した者の職氏名

町　　　長	山　野　通　彦	副　町　長	武　井　道　忠
教　育　長	嶋　山　英　二	総務企画課長	山　縣　幸　洋
町民課長	小　川　公　一	保健福祉課長	松　嶋　良　治
産業観光課長	奥　野　隆　俊	建設課長	津　島　昭　二
上下水道課長	渡　邉　孝　一	教育課長	田　中　立　志
矢掛病院事務長	稲　田　欽　也	会計課長	藤　原　徳　忠
介護老人保健施設事務長	丹　下　裕　之	総務企画課主幹	三　宅　伸　幸
総務企画課主幹	片　岡　　　崇		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥　村　栄　治	書　　　記	笠　行　　　淳

６．議事日程
　日程第　１　　一般質問　９番，１番，２番，４番，８番

～～

午前９時３０分　開会

○議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

昨日の会議に引き続き，御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配布のとおりであります。

～～

日程第１　一般質問

○議長（江尻健二君）　日程第１，一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配布しておりますが，今回の一般質問は５名の方々であります。質問の順序は通告の順序といたします。

ではまず，９番植田修弘君お願いします。９番植田君。

○９番（植田修弘君）　議席９番の植田でございます。通告に従い，企業誘致における課題についてを質問いたします。

現在，美川地区宇角地内に近代的酪農経営を目指す企業が進出され，酪農施設の建設が進んでおります。このことは，平成２７年４月１０日に立地協定調印式があり，平成２８年５月に竣工予定でありましたが，諸般の事情により，予定どおりには至っておりません。

事業内容は，地球，地域に優しい省エネ環境問題対応型牛舎を計画。また，期待される効果として，地元雇用の確保，事業関連物資の地元産業への振興の寄与等でありました。

また，飼育頭数は当初100頭から始まり，最終的には1,000頭になる旨を議会に対しても一度だけ説明をされた経緯があります。その際，飼育している牛のし尿などによる水質汚染，臭気等，問題については，その中の問題の中で，企業側は，最新の設備を導入しているということで，問題はないとのことでありました。

さて先般，６月１７日の山陽新聞朝刊に，笠岡湾干拓地での飼育している牛のし尿などによる問題が掲載されておりました。矢掛町において同様の問題は起きてはいませんが，その可能性がある以上，行政としても，その水質汚染，臭気等の問題が起きる前に先手を打つ必要があるのではないでしょうか。民間の事業とは言え，環境に大きな影響を与えると考えられる場合，行政として可能な限り強く関わりを持つべきであります。そしてまた，地域住民の安全安心な暮らしを守るためにも，「事後において想定外であった。」というコメントは決して許されることではありません。そこで，進出企業に対し，今後，地元のみならず，行政，議会に対して情報提供及び詳しい説明を求めることを町としてされるかどうか，担当課長より答弁を願います。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　９番議員，植田議員さんの御質問，企業誘致における課題について，産業観光課からお答えをいたします。

誘致するのは，ディスカウントストア等を運営する大黒天物産株式会社で，美川地区宇角の育成牧場内へ立地して酪農業を行うものでございます。乳牛を飼育し，牧場内へ自社店舗流通の牛乳の生産を行うものでございます。当初の計画から多少遅れておりますが，造成工事が完了し，ここまでが町の執行部分で，大黒天が行う牛舎などの建築工事は９月２２日に起工式を計画されており，来年３月までに完了し，４月からの稼働を目指していると聞いております。

飼育頭数は100頭から徐々に増やし，1,000頭規模を飼育するものです。牛舎は閉鎖型の建屋内で飼育し，搾乳はロボット技術を使った最新設備を導入して行う計画となっております。これにより，地元消費の拡大，約２０名と聞いておりますけれども，雇用の発生などが期待できるものでございます。

平成２６年９月２７日に，宇角自治会長及び宇角自治会の町内会長に対しまして説明会を開催し，平成２７年３月２６日には宇角自治会，上・下高階，平宇角自治会町内会及び水利組合関係者に対しまして説明会を開催しております。また，平成２７年１１月１６日にも説明会を開催するなど，地域と誘致企業者が共生できるよう理解を求めているところであります。

水質汚染，臭気について，でございますけれども，事業計画によりますと，事業により排出される雑排水の処理としては，生物学的処理，微生物処理を行います。膜処理法という，平膜を使って処理を行うということでございます。微生物による分解及び液中膜という膜により浮遊物を取り除く方法で，水質汚濁防止法等の環境基本法の規制に基づき，適正に処理するということでございます。

水質検査でございますが，第３者による検査を年１回，自主的な検査を毎月行われまして，適切に地元に対しても検査数値の情報を公開されるというふうに聞いております。

町といたしましても，環境への影響がないように監視を行い，水質検査で異常が出た場合，原因を追究して，大黒天物産株式会社と結んでいる公害防止に関する協定書に基づき，適切に対応していきたいと考えております。地元自治会長さんに対しても，事業に伴う雑排水の処理，水質検査等につきまして説明をさせていただいたところでございます。

次に牛糞の処理，においについてでございます。牛舎は閉鎖型となっておりまして，牛糞につきましても，堆肥舎でおがくずによる水分調整を行い，機械にて攪拌処理をさせながら堆肥処理を行います。野積にして溜めるのではなく，野積にして腐ってにおいがするということではないということでございまして，従来の畜産に伴う，においによる周囲への影響は少ないというふうに聞いております。

いずれにいたしましても，事業に伴う地域住民，環境等へ悪影響を及ぼすことがないよう，注視してまいりたいと考えております。

昨年４月に立地協定を結んでおり，町と企業が相互に信用・信頼する中で，調印をいたしております。つまり，事業は大黒天において，事業実施を通じて町の発展に寄与し，公害についても適切な措置を行い，町民に御迷惑をかけないように対応することといたしております。

これからが始まりということでございます。丁寧に対応し，町・企業とがお互いに努力しながら，町の発展を念頭に取り組んでまいりたいと考えており，必要な情報は町からお知らせをするよう調整いたしてまいります。

また，地元への説明会も数回行ってまいりました。今後におきましては，状況変化など，必要に応じまして，また，説明の要望がある場合には，調整をさせていただきたいと存じますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　植田君。

○９番（植田修弘君）　再質問をさせていただきます。

今，担当課長より答弁いただいた中で，必要な情報があれば町からお知らせ。それから，詳しい説明を求めることなど要望があったら，また町としては調整をしていくという答弁であり，このことについては一定の評価はしたいとは思いますが，ただ，確認のために，町の基本的な考え方，重複する面もあるかとは思いますが，この事について再度質問をいたします。

今後，考えられる課題として，先ほども申し上げましたように，水質，臭気，そして工事中，工事後の車両の通行等に対しての安全等を確保する中のインフラ対策等，これらについて具体的に３点，質問をいたします。

まず１点目は，造成地等の土砂流出対策が万全な対策ができているのか。また，それに伴う町自体の考え方，そして，工事中・工事後の大型車両の通行等に対して，さっき言いましたように安全性を含めたことについてをまず１点お聞きします。

それから２点目として，臭気，においについてですが，最終的には1,000頭の飼育頭数が予定されており，それに伴う牛糞の発生量は先程申しました山陽新聞の数値を参考にさせていただくと，笠岡湾干拓地で飼育している牛の頭数は約6,300頭，それによって，発生する牛糞が約６万3,000トンと言われており，矢掛町の場合，単純計算でその６分の１，年間約１万トンの牛糞が発生することが予想されます。それを堆肥化する段階で，一次発酵，二次発酵，そして，堆肥の完熟が充分でない場合，悪臭が発生すると言われております。さきほどの答弁では，においによる周囲への影響は少ないとの答弁でありましたが，野積ではないからということでありましたが，ただ，堆肥舎は，閉鎖型ではありません。

また以前の説明の時でも，企業側によると，このことについては最新の設備，俗にいう次世代型畜舎システムによって最新の設備を導入していると，だから問題はないと言われておりますが，本当に万全の備えができているのか。また地元に対しても，町に対しても本当に理解をされているのか。この点についてを２点目とします。

それで３点目の水質については，水質検査を，先ほどの答弁では，操業後は企業により月１回自主的に行い，また第三者による年１回の検査を行い，情報公開はされるとのことでありました。また，水質検査で異常があった場合には原因を追求するとの答弁でもありましたが，それでは手遅れであります。やはり水質検査はきめ細かに実施するべきだと私自身は思っております。

特に町に対しては，操業前の今から操業開始までの期間のデータを川だけでなく，池も含む水質検査をきめ細かくとるべきではないかと思っております。その理由として，昨年の９月定例会，予算決算常任委員において，育成牧場と進出企業へ，営農飲雑用水を供給するための井戸掘削における水源調査費について，水質等の関連質問をした経緯もあります。

そのときの答弁では，牧場の牛糞及び施肥による影響はなく，水質もよいとの答弁であり，ある程度はそのときは安心しましたが，ただ，これは特定していただけの場所であり，また今後，進出企業による操業が開始された場合，条件はまた変わってくるのではないかと思っております。また何があるかもわかりません。この場合，事前の基礎データがなければ，何か起こった場合，その差は不明となります。そのようなことが起こらないようにするためにも，また矢掛町の将来におけるリスク管理の面でも，特に事前の水質検査はぜひより多くの場所，より多くの検査回数を実施していただきたいことを提言いたします。

公害防止に関する協定書第９条に，矢掛町は必要がある場合，企業に対して報告を求めることができます。これらのことを含め，以上３点，担当課長より答弁を求めます。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　再質問にお答えいたします。１点目でございます。

安全対策というふうなことでございます。造成地の土砂流出対策でございます。現在，造成工事が終わったところで，まだ地盤が安定しないという状況で，近年集中豪雨による下流域の池，河川への濁り，

土砂流出が気になるところでございます。これから建築工事に入りますけれども，下流域への雨水，土砂流出の影響が出ることのないように，十分に対策を講じ，工事中，操業後においても影響が出ないよう，施工・操業するよう指導してまいります。

工事車両等の運行につきましては，業者の計画では，３つのルートの通行を計画しておりまして，美川郵便局から入る北ルート，２つ目に矢掛地区から入って亀島キャンプ場へ通じる林道を通じる西ルート，３つ目に県道青木市場線東三成地区土井地区から入る南ルートの３つのルートを運行いたします。

工事車両等の運行にあたりましては，地域の住民の方の安全を第一に運行をいたします。また，大型車による搬入の際には，事前に自治会長へ連絡するというふうに伺っております。

道路のインフラ整備でございます。大型工事車両の運行に支障がないよう，宇角橋の整備を行っております。工事車両による道路の破損の場合には，復旧をいたしてまいります。

また，工事完了後，平成２９年度以降，舗装工事を計画いたしております。いずれにいたしましても，地域住民の安全を最優先に道路管理いたしますとともに，事業者に対しましても地域の方々の安全を第一に車両運行するよう指導いたしてまいりますので，よろしくお願いいたします。

次に２点目，臭気についてでございます。1,000 頭規模で飼育する際の糞尿の排出量は，１日約５６トンというふうに伺っております。糞尿は機械で集め，バキュームカーに積み込んで堆肥舎へ運搬いたします。堆肥舎では，おがくずによる水分調整をし，機械で攪拌処理し，好気発酵という方法で１次発酵，２次発酵を行い，完成堆肥まで処理いたします。堆肥化の段階ではにおいが発生いたしますが，従来行われております野積みをした糞尿をきりかえして堆肥化する方法による近隣への強いにおいの発生による影響は出ないということでございます。この内容につきましては，事業者から昨年１１月に開催いたしました地元説明会におきまして，説明をさせていただいたところでございます。

次に，３点目の水質検査ということでございます。企業誘致を行うなかで，町民に不利益な状況が発生をするということは，あってはならないことでございます。業者がその事業実施による水質検査は当然でありますけれども，誘致する町といたしましても，効果的な調査方法を検討する中で，可能な範囲で操業前，操業後の水質検査を行ってまいりたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　植田君。

○９番（植田修弘君）　担当課長より再度答弁いただきました。

まず１点目の土砂流出対策。これは充分に対策を講じ，影響が出ないように指導し，また，大型車両の通行等に対しては，たしか，地元住民，地域住民の安全を最優先にし，道路管理をしていくということであり，また，事業者に対しても指導していくということでありますので，このことについては，ぜひ実践していただきたいと思っております。それから２点目の臭気，においについてですが，先程の答弁では，堆肥化の段階ではにおいは発生するものの，強いにおいによる周囲への影響は少ないと言われましたが，ただこれも，先ほどの私の質問の中にもありましたように，近隣でも問題が起きておりますので，ぜひ，事業者，町ともに備えを怠らないことを求めておきます。

それら３点目の水質については，町としても可能な限り操業前，操業後の水質検査を実施するということですので，この点については高く評価したいと思っております。

企業誘致は，矢掛町にとって重要施策の１つでありますが，私自身もこれをよく承知しており，今後も推進していかなければならないと思っております。ただ，さまざまな予想される課題がある中で，特

に環境に関する課題が想定される場合には，町としても，積極的に関わりを持つべきであり，また，多くの指導をしていかなければならないと思っております。先にある不安を取り除くことがリスク管理であり，そのことこそが，安全安心なまちづくりの第一歩になると私自身は思っております。矢掛町の将来におけるリスク管理の高さをぜひ示していただくことを大いに期待して，私の質問の全てを終わります。

○議長（江尻健二君）　続きまして，１番花川大志君お願いします。花川君。

○１番（花川大志君）　議席１番，花川でございます。さっそく通告事項，活力ある地域づくりにおける産業振興の推進について，提案を含め，質問を始めさせていただきます。

矢掛町における地方創生の観点から，活力ある地域づくりには，現在，さまざまな行政施策が推進されているわけですが，本一般質問では，地域素材を生かした観光産業振興のあり方と矢掛ならではの施策で競争力強化を図るもろもろの施策の有無について，担当課を含む執行部の御見解をお聞きしたいと思いますので，よろしくお付き合いのほどお願い申し上げます。

まず，地域素材についてですが，観光産業振興というくくりなので，特に定義づけはいたしませんが，干し柿，アスパラ，リーキ，ハッカ，棚田米などの地場農産物，また，吉備真備公園，地蔵岩，やっほー公園，鬼ヶ嶽，宇内ホタル公園，そして旧山陽道の宿場町の町並みや総合運動公園などの新旧の名所，史跡，名勝など，さまざまなジャンルの素材が多岐にわたり我が町にはあるわけです。それら素晴らしい地域素材は，それぞれの特性にあった施策の展開が官民一体となってなされていると承知しております。

そのようななかで，特に地場農産物の伝統的加工食品，また，手掘り神楽面などの民芸品など，町内の生産者，事業者，伝承者の皆さん方のたゆみない御努力の結晶として，我が町が自信をもって推奨する矢掛町ブランド認定品があります。

これはまさに，観光土産品としての矢掛の地域素材であり，時をかけて民間の方々と行政がともに築き上げてこられた素晴らしい事例であります。その矢掛町ブランド認定品の認定事業と育成事業の概要，そして，ブランド認定品を生かした賑わい創出事業に関連した展開のあり方や，今後の推進における環境整備の充実など，広域をにらんだ矢掛町への集客競争力強化，いわゆる一定の行政主導のソフト事業展開への御見解を含め，まず担当課長さんに御答弁を求めます。よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　１番議員，花川議員さんの御質問。地域素材を生かした観光産業振興のあり方について，産業観光課からお答えをいたします。

地域素材を生かした観光産業振興のあり方ということでございます。そのなかで，矢掛町ブランド認定事業の概要と推進状況，あり方についてでございます。矢掛町ブランド認定事業は，矢掛の持つ歴史，文化，自然に根差し，歴史的町並み等の観光資源，美しい自然，また農産物，これらを生かした加工品等の資源を有しております。町では，この恵まれた環境と風土の中で育まれた，矢掛ならではの高い品質を持つものを矢掛町ブランド品として認定をいたしております。平成２２年度から認定事業を開始しており，事業者からの申請に基づきまして，矢掛町ブランド認定委員会での審査を経て認定をしており，現在認定しておりますのは２２業者，４６品目となっております。

認定された事業者は，その認定品には矢掛町ブランドのロゴマークのシールを貼って販売ができ，町が認定をしているものであるということをアピールできます。町では認定品を町のホームページやパン

フレットでの紹介，ＰＲを行い，各地で開催されます物産展への出店の情報提供，商談会での販路拡大などの支援を行っておるところでございます。

賑わいのまちづくりによります観光客が増えております。旅行先で土産品を購入する際には，地場産品であること，そこでしか購入できない商品であることなど，観光客のニーズに応えることが求められます。そのため，町家交流館や水車の里等での販売，ＰＲを行い，また各事業者それぞれの店舗等での観光による販売拡大につなげていただきたいというふうに考えております。

なお，昨年１２月には，ブランド認定事業者が矢掛町ブランド販売戦略協議会を設立され，相互に連携して情報交換しながら，ＰＲ，販路拡大などに主体的な取り組みを始められております。

次に，競争力強化を図る企画，行政主導のソフト事業展開ということでございます。古民家再生事業によりますハード整備を踏まえ，昨年は観光元年として観光振興に取り組んでまいりました。それ以前にも観光振興を進めておりましたけれども，観光を産業として捉えるという意識には，行政，町民ともに，なかなか結びつけていなかったのかなという反省がございます。

行政といたしましては，増えている観光客へどう対応するか，観光産業をどう振興するのか，それに対応したハード，ソフト両面での施策の展開が必要というふうに考えております。

観光地といわれる地域は，住む人にとっても良い地域，訪れる人にとっても良い地域というふうに言えます。従来の観光の概念から，その地域に住む人が観光という視点に着目することが，これから求められてまいります。そうした考え方の中，新たな取り組みといたしまして，町民の皆さんが行う観光まちづくりに関わる取り組みを支援する，「観光まちづくり推進事業」を実施いたしております。民間の団体などが実施する観光客へのおもてなしの向上につながる事業や観光イベント，インバウンド誘致などを目的とする事業を支援するというものでございます。

また，新たな特産品開発を促進する「やかげ逸品発掘創造事業」といたしまして，矢掛らしさを感じられる新しい特産品，６次産品などの飲食品，また，民芸品，工芸品などの開発を支援するものでございます。

今年の３月には，「ふるさと名物応援宣言」を行っております。これによりまして，事業者が新たな特産品開発を考える際には，地域のさまざまな関係者と連携しながら，地域資源をテコに地方創生を実現する取り組みを国が優先的に支援する制度でございまして，６次産業化などにも取り組みやすい環境整備を図ったところで，今後，国とも連携して事業者の支援を進めていけるよう，調整していきたいというふうに考えております。その他の取り組みを検討いたしているところでございます。

観光まちづくりを推進するためには，町民と行政がそれぞれの役割を果たしながら，町民の皆さんが，足を踏み出しやすい環境整備，さらなる施策の展開を進めてまいりたいと思っていますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　花川君。

○１番（花川大志君）　御答弁ありがとうございました。

矢掛町ブランド販売戦略協議会さんのさまざまな取り組みのなかで，有為な事業展開と厳格な規定のもと，グレードを保持しながら認定品が今後ますます増えていくことを祈念いたします。

また，新しい施策として，「やかげ逸品発掘創造事業」を展開されていくとのこと。前年度末に本町が進めた，国の地方創生支援制度である，「ふるさと名物応援宣言」を有効に取得・活用できる後押しの一端となるよう，今後私自身も一町民として，この逸品発掘事業に前向きに取り組んでみたいと思います。

それが官民協働のまちづくりにほかなりません。

そういった事業のそれぞれの参加の主体，つまり，民間主導による町おこしが重要と私は認識しているわけですが，観光元年後のさらなる賑わい拠点及び観光地としての実力を育み，維持していくには，今の段階では残念ながらまだまだ行政主導のソフト事業展開が必要であると私は考えています。事実，行政は前述のような新しい事業も含め，ありがたいことに，さまざまな施策を企画してくださっております。が，しかし，今後はソフト事業の企画推進もさりながら，それに加えて情報発信のあり方や交流人口を増やすためのＰＲ対策に考慮と工夫の必要性があるのではないかと，私は感じています。

ただしこれは，決して高尚なものでも高額予算を伴うようなものでもなく，集客競争力強化を図るための１つのアイデアとして，町内の様々な方々のお知恵をお借りして取り組んでいただけたらと考えております。

例えば，毎月第２日曜日にまちなかで開催されている，町内７地区からの出店を基本対象とした日曜朝市の内容について。前段，担当課長さんにお話をいただきました，素晴らしい地域の素材である矢掛町ブランド認定品を隔月，あるいは四半期，季節ごとに矢掛町ブランド認定品市というサブタイトルで開催してはどうでしょうか。認定されている農産物には収穫時期がありますから，全てのものが一堂に揃うとは限らないものの，集客促進を図るための情報発信としては，現状よりも特に町外の人に対してはインパクトがあるかもしれません。

そういったことも含めて，主に観光集客の促進を期したイベントの情報発信はもとより，来町者へのさまざまな案内を目的としたおもてなし情報サービスが，今後も重要になってくるのではないかと思っています。

現在，懸案となっている，町外から車でお越しになられた方への観光施設近辺へのスムーズな駐車場への案内，誘導ですが，現状全ての駐車場所へのアクセス看板が整備されているわけではないので，場所探しに御苦労されたという苦情を観光ガイドの現場で私自身直接お聞きしたことがあります。早速，まちづくりに熱心な知り合いの方にそのことをお話したところ，その方は，既に矢掛の商店街筋を車で運転している目線で駐車場へ案内する動画を製作しているとのことでございました。私は実際，その動画をスマートフォンで見せていただきました。残念ながら，言葉では表現しきれませんが，見事に運転者目線で矢掛の商店街の実際の風景とリンクした動画で駐車場を案内･移動をするものでございました。かなり完成度の高いものでございます。この方は，地域おこし協力隊のメンバーとも接点があり，このようなアイデアと映像制作技術をお持ちの若い方がおられることを私はたいへん頼もしく感じました。

このような方々をおもてなし情報発信のチームとして活躍できる場所ができたならばと考えるわけですが，あらゆる年齢層による賑わい創出への参画，男女年齢を問わず町民参加型の施策，技能集団がつくった作品が日の目を見るような施策を企画してくだされば有意義なのではないかと考えます。

我々町民が参画できる，矢掛ならではの競争力の構築は，こういった町民お一人お一人のお力を集積し，繋いでいくことだと思います。既存の矢掛町ブランド認定品や，今年度から立ち上げられたやかげ丸ごと観光隊さんや観光ガイド町並み案内人さんなどの実務組織が軌道に乗りつつある現在，その上に，更に活力ある地域づくり，競争力強化を成し得るまちにするために，町民レベルで各種催しのプロデュースや，情報発信に特化した会議体や組織づくりを行っていただきたいと思います。

多少担当外の項目もあるかと存じますが，再質問として産業観光課長さんの御見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　花川議員さんの再質問にお答えをいたします。

矢掛町の観光産業振興は，昨年の観光元年をその端緒，足掛かりといたしまして，再構築が求められております。

観光地域づくりは，短時間で結果を得られる性質のものではなく，事業の継続的かつ適正な実施が確保されることが必要ではないかというふうに認識をいたしております。観光産業振興は，行政だけで進めることはできません。御提案の民間の観光事業を推進する組織につきましては，これからの矢掛町の観光振興を考えていくうえで有意義なものというふうに思います。

そうしたなか，国の方では，地方創生のなかで観光地域づくりの推進役となる日本版ＤＭＯを提唱いたしております。これは地域の稼ぐ力を引き出すとともに，地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として，多様な関係者と協働しながら，観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに，戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人による地域の観光を提唱いたしております。

御提案につきましても，観光まちづくりには町を挙げて考えていくことが求められます。行政，町民，商店，商工会，農業協同組合，観光事業者やその他の活動団体等など，関係機関がそれぞれの役割を果たす協働のまちづくりなかで進めていくべきものかというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　花川君。

○１番（花川大志君）　御答弁ありがとうございました。

観光地づくりは，短期間では結果を得られず，継続的かつ適正な実施が必要とのこと。私も全く同感でございます。また，観光産業振興は行政だけで進めることはできないとの御見解もそのとおりだと私も思います。つまり，官民が協働して観光産業振興を一括して担う組織の必要性への認識は，執行部と議会は共有しているわけでございます。少なくとも，奥野課長さんと私はでございます。

そのなかで，今御答弁の中に日本版ＤＭＯという言葉が出てまいりました。

ちょうど半年前，第６次矢掛町振興計画及び矢掛町しごと・ひと・まち創生総合戦略を審査しておるとき，観光振興のことに関して，私はこの日本版ＤＭＯに町として取り組んでいただきたい旨提案をいたしました。そのときは，執行部担当課も議会側も残念ながらこの組織への認識がほとんどございませんでした。それが半年たった今日，産業観光課長さん自ら国の施策事業の紹介という形ではありますけれども，これに言及していただけたことは，たいへん嬉しく，ありがたく私は受け止めたいと思います。

日本版ＤＭＯ，デスティネーション・マネジメント・オーガニゼーション。まあ，舌を噛みそうな言葉でございますけれども，これは，さまざまなノウハウ，技術と才能を取り入れ，多様な関係者と連携して地域が一体となって魅力的な観光地をつくり上げていくために必要な情報発信やプロモーションを行って，観光産業による地方創生を実現する組織体のことだと承知しております。

一方，多様な関係者とは，前段申し上げました「矢掛町ブランド認定品」そのものであったり，矢掛町ブランド販売戦略協議会さん，やかげ丸ごと観光隊さん，観光ガイド町並み案内人さん，そして，駐車場誘導案内の動画を制作された一町民の方であったりするわけです。そういうあらゆる矢掛町町民皆様のノウハウを集積して，更に矢掛版ＤＭＯを組織していただきたいと私は考えるのです。

そこでこの際，山野町長さんに中長期的かつ総合的な観光振興行政を運営するにあたり，敷居の高く

ない町民参加型の矢掛版ＤＭＯの取り組みへの御見解をお聞きしたいと思いますので，御答弁のほどを何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（江尻健二君）　町長。

○町長（山野通彦君）　花川議員の方から，この観光振興について現場でガイドをしながら，いろいろなきめ細かい状況を把握して，いろいろな御質問をいただいておりまして，心から敬意を表したいと思います。

そういうなかで，さきほど課長とのやりとりで課長が答弁していることは，ほぼ私と同じ気持ちで答えをしておると思っております。そういうことのなかから，具体的に矢掛町ＤＭＯということでございますが，２人とも日本版ＤＭＯという定義を話されました。

以前から思えば，こういう言葉が現実的に今動いておるということから言わせば，大半の者がびっくりする状況であろうかと思います。これは，大事なのは地域の稼ぐ力を引き出す。これが大きな意味がございまして，先ほど言われました地域への誇り，愛着を醸成する観光地経営，こういう言葉が出てまいります。非常にまあ自立する必要があるわけですけれども，多少ちょっとこの制度を説明してまいりますと，これはですね，法人登録をしなければならない団体ということでございます。これは環境庁を登録したいとする。今までは，国の大きなことに関わってきました総務省，国土交通省，そしてまた経済産業省，内閣府等とやってまいりましたが，ここへ来て環境庁の方へ，という事業でございます。そこへ登録を主体といたしまして，法人登録をするということでございます。この中身が今，議員が言われますような大きな関係の団体との連携の組織というふうになろうかと思います。

目的も３項目ほどあるんですけれども，そこはもう省略いたしまして，登録の枠組みをちょっと申し上げたいと思います。対象は地方公共団体と連携して観光地域づくりを担う法人というふうになっております。そういうことの中で，３区分の登録があります。これは今質問する具体的なことへ入ると思いますが，１つは広域連携ＤＭＯ。これはですね，複数の都道府県にまたがる地方ブロックレベルの区域というふうになろうかと思います。２つ目は，地域連携ＤＭＯ。これは複数の地方公共団体にまたがる区域を一体とした観光地域ということでございます。３つ目が地域ＤＭＯというのがございます。原則として，基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域ということがございます。こういう３つの区分があるということが，お互い認識する人が。今，議員の話を聞けば，地域ＤＭＯというふうに思いますが，今，世の中は，国はある意味ではこの２番目のお互いが兼務ということにいきませんので，広域連携，これを非常に大きく進めております。

交付金等についても，連携事業というのを重視した国の考え方がございます。これをするとどういうことが起きるのかという，支援制度でございますが，まち・ひと・しごと創生本部の新型交付金による支援の対象となりうることに加えて，環境庁を始めとする関係省庁，たくさんございますけれども，これらと関連省庁連携チームをつくって重点的に支援を実施するという，国大掛かりの支援の政策であります。これもとらえておく必要があろうかというふうに思います。そういう意味からいたしますとですね，今ここでお話していますけど，現実には，早くもこの次の補正予算，当初予算にはこの日本版ＤＭＯが一番大きな流行りになってきて，これを拠点にした考え方で採択してくるのが何件かあるというふうに思っております。

そういうことの中で，登録要件がいくつかございます。５つほどあるんですけど，全部は話せなくて，関係の濃いいところちょっと話しますと，５番目にですね，安定的な運営資金の確保という欄がござい

ます。これはですね，自立的継続的に活動するための安定的な運営資金が確保される見通しであることというのがございます。

内容はどういうものなのかといいますと，収益事業，物販，着地型旅行商品の造成販売など。もう１つは特定財源，法定外目的税，分担金等。それから３番目，行政からの補助金，委託事業等が想定されるというふうに書かれております。かなりボリュームがありますので全部話しませんが，こういう状況下の事業であるということを認識しながら，では町としてどうするか。今までいろいろな省庁と関わりながら，ここまで矢掛はやってきました。そんなに財源がないまち。観光にしてわずか１年少々の時点でここまで来たということは，こういうことも睨みながら推進してきた背景があるだろうというふうに思います。

そこでですね，ここであえて観光庁へチャレンジということになります。非常にこの項目はですね，まあ議員が言われますような地域型のイメージと，気持ちのうえはですね，国が目指すこの観光戦略というが非常に大きいものがございまして，それを全国へ波及させようとしておるわけでございます。まあどちらにとってもですね，矢掛版というのが必要なんですけど，矢掛版というのが矢掛の地域だけでとらえるのか，それとも広域を含めた地域版にするのか，これについてはですね，当然，矢掛町だけで観光ができるとは思っておりません。仲間を入れながら連携をとってですね，よりいい形をつくっていかねばというふうに気持ちでは思っておりまして。他市町村とも，多少連携はしてきておるということがございます。

今のことを踏まえましてですね，ぜひこの事業は矢掛町では必要だというふうに思っております。新たなチャレンジというふうになりますが，いろいろな方の協力を得ながら，職員ともどもにしっかりと勉強して，国のスピードが非常に速うございます。それについて行けるかどうかということもあるんですが，あらゆる工夫をしながらですね，この戦略に乗っていければというふうに思っていますので，今後とも御支援御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　花川君。

○１番（花川大志君）　御答弁ありがとうございました。

安定した資金の確保，これは財源問題ですけれども，民間といったら民間の方に失礼かもしれませんけれども，やはりそういう視点を充分考慮しなければこういった問題はなかなか前へ進まない。それが，ひょっとしたら矢掛町の現状を象徴しているのかと思います。

しかし，そういったことに恐れず，前向きに，先ほど申し上げました敷居の高くない我々の力を結集する観光振興，これぜひやってまいりたいと思います。課外には，この特定財源として，この法人の維持，財務力を高めるために，税を徴収している事例もあるとお聞きしております。私自身も今後しっかりと勉強していきたいと思います。

町が強力に推進されてきた古民家再生事業を基幹に，町内の観光資源を活用した施策は確実に地域の活性化をもたらしています。各自治体におけるそれぞれの競争力強化は，直接的には交流人口の獲得競争かもしれませんが，やはりその過程，プロセスにおいては，矢掛町においては町民全体の共同意識を伴うことによって，産業振興をも含めた，あくまで明日のまちづくりが目的であってほしいと私は考えております。ですから，自立した活力ある町を形づくるための町民の姿勢をくみ上げていただける，そうした自治体の企画，施策を今後待ちたいと思います。

ふるさと名物応援宣言，観光 Wi-Fi 事業，道の駅，そして外国人観光客集客モデル事業の実施地区に

指定されました。それぞれのことを考えますと，今後さまざまなこの仕組みや，設備が矢掛町に備わっていって，各種イベントの情報や町のＰＲがそういった仕組みから日本全国へ発信されていくことと推察いたします。ぜひその作業の一端に我々町民も参加させていただき，全町的な産業振興を効果的かつ町長おっしゃるように継続性を重視したうえで，是非とも矢掛版ＤＭＯの設立をお願い申し上げ，私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　続きまして２番，川上淳司君お願いします。２番川上君。

○２番（川上淳司君）　議席２番の川上淳司です。通告により質問いたします。

さっそくではありますが，質問に移らせていただきます。質問といたしましては，前回の議会で議決されましたごみの有料化についてであります。

町民の皆さんも，この件では相当関心を持たれていると思いますので，このごみの有料化に至った経緯について御説明願います。また，この件で説明会を実施されておりますが，参加者数及び質問内容等について。そして今後，家庭でのごみの減量化の対策。以上３点の質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　町民課長。

○町民課長（小川公一君）　２番議員，川上議員さんの御質問にお答えいたします。

矢掛町では,みなさま御承知のとおり平成４年にクリーンな町宣言をしておりまして,「ごみの減量化,環境の浄化，生活空間の清潔の保全のため，美しい自然を守る活動に町民一致して積極的に取り組まなければならない」としております。

こうしたことを踏まえまして，まず御質問の１点目，ごみの有料化に至った経緯についてということでございますが，町ではこれまで環境衛生協議会におきまして，家庭からの可燃ごみの排出量の目標を2,000 トンとし，関係団体と協力し，減量化，資源化に取り組み，一定の成果をあげてまいりました。しかし，人口が減少するなか，ごみの排出量は平成２４年度を境に増加傾向に転じております。

こうしたなか，昨年度，廃棄物減量等推進審議会におきまして，今後１０年間のごみ減量化計画，廃棄物処理基本計画を策定しております。計画では，分別の徹底と指定ごみ袋制の導入による住民意識の向上によって，平成３７年度までにごみの総排出量を１１％削減し，リサイクル率を１０％向上させることとなっております。

町といたしましては，審議会からの答申に基づきまして，ごみ減量化対策をできる限り早く実行に移すことが重要だと考えまして，平成２９年４月から指定ごみ袋制の導入を決定しております。

岡山県内では，２７市町村のうち既に２３市町村でこの制度が導入されておりまして，近隣では，矢掛町を除く３市１町，笠岡市，井原市，浅口市，里庄町で既に導入済となっております。なかでも，平成２１年度に制度導入した井原市では，１年で２割のごみを削減しております。そして，１人当たりの排出量では，平成２２年度以降は矢掛町よりも低い水準となっております。

なお，矢掛町から排出されるごみの処理につきましては，現在，可燃ごみは井原地区清掃組合で，不燃ごみについては西部衛生施設組合で処理を行っており，処理の全てを他の市へ頼っております。

各市町のごみの処理費用は，施設の維持管理費も含めて各市町のごみの排出量によって決まります。つまり，ごみの量が多ければ，多くの費用を負担するということになります。

平成２５年度に矢掛町がごみ処理に使った費用は，１億６千万円でした。また，平成２６年度は２億３千万円でした。今後，新たな処分場の設置や処理施設の建て替えなどが見込まれ，ごみ処理にかかる

負担はいっそう増えることが見込まれます。

こうしたごみ処理の費用は，現在は全て公費，皆様の税金で賄われておりますので，ごみ削減に努力した方もそうでない方も負担に差がないことになります。これに対しまして，指定ごみ袋制は，各家庭のごみの排出量に応じた負担となりますので，より公平な制度ということができます。

以上のような経緯を踏まえての有料化，指定ごみ袋制の導入ということでございますので，御理解いただきますようにお願いいたします。

次に，御質問の２点目，説明会の参加者数及び質問について，ということでございます。

８月の１７日から３１日までの間,各地区公民館でごみ出し説明会を開催いたしました。各地区とも，町内会長だけでなく一般の方も数多く参加されました。各地区の参加者数は，矢掛地区７３名，美川地区４２名，三谷地区７３名，山田地区３８名，川面地区５０名，中川地区２７名，小田地区４２名でございました。各会場では，野焼きや不法投棄の増加を心配する御意見，一斉清掃のごみの処理方法，指定ごみ袋以外の袋で出した時の対処の方法など，さまざまな御質問をいただきました。また，指定ごみ袋制の周知徹底などの御要望もございました。

まず，野焼きや不法投棄につきましては，町のほうで週３回の環境巡視員によるパトロールを実施しております。防止のための広報・啓発や通報への対応により，防止に努めてまいります。

次に，町の一斉清掃のごみにつきましては，これまでどおり町の指定する場所へ出していただき，町で収集し直接搬入いたしますが，それ以外の町内会などの清掃ボランティアにつきましては，町民課の窓口でボランティア袋を配布させていただきます。

また，指定ごみ袋以外の袋で出した場合につきましては，導入後には収集されずにごみステーションに残されてしまいます。この場合の対応としては，当面の間，町内会長さんへ先ほど申し上げましたが，ボランティア袋を配布することで対応してまいります。

なお，ボランティア袋と申しますのは，ごみステーションへ指定ごみ袋を使わずに無料で出すことができる袋で，地域の活動を支援する目的でつくりまして，町民課で配布いたします。

そして最後に，広報周知につきましては，随時出前講座を実施させていただくほか，来年２月ごろにはごみの出し方，分別のガイドブックと各家庭へチラシを配布させていただく予定としております。

御質問の３点目，今後の各家庭でのごみの減量化対策についてでございますが，最も有効な対策としては，生ごみの水分をきること，または堆肥化すること，そして，分別を徹底して可燃ごみや不燃ごみを減らして，資源ごみを増やすということがございます。

なお，資源ごみで出される場合は，これまでどおりの方法で収集いたしますので，指定ごみ袋を使う必要がございません。

指定ごみ袋制を導入する一番大きな目的は，廃棄物を減らすことです。可燃ごみの重量のうち，約３０％程度は生ごみです。これを減らすことで，減量化の大きなかぎになりますし，紙ごみのうち，約１１％程度は再利用可能なものが入っております。これは，分別を徹底することで更にごみを減らすことが可能ですので，それぞれの御家庭で関心を持って分別に取り組んでいただきますようお願いをいたします。

町といたしましては，生ごみの減量化対策といたしまして，コンポスト，エコペール，生ごみ処理機などへの補助制度がございます。これらの利用につきましても，今後，周知を図ってまいります。

指定ごみ袋制につきましては，来年４月からの実施に向けて，混乱のないよう準備を進めてまいりま

すので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　川上君。

○２番（川上淳司君）　御答弁ありがとうございました。

再質問ですけど，各地区での説明会で有料化について反対の意見はありましたでしょうか。また，各家庭での減量策として，１番は水分を減らすことだと思っております。これを行っていく必要があると思いますけど，その点について，今説明がありましたコンポスト，エコペール，生ごみ処理機等の補助につきましてはどのようになっておりますでしょうか。

そして，ごみの中でも重くて減量化ができないのが，紙おむつだと思っております。子育て支援，介護支援のため，紙おむつの処理のための対策をどのように考えているかをお知らせいただければありがたいと思います。

○議長（江尻健二君）　町民課長。

○町民課長（小川公一君）　御質問にお答えいたします。

説明会の中で，反対の意見というのは特にはございませんでした。かえって，前向きな取り組みをするという意見の方が多かったというふうに印象に残っております。

次に，各御家庭でのごみ減量対策，特に水分を減らすための対策に対する町の補助制度でございますが，生ごみ処理容器，一般的にはコンポストと呼ばれておりますが，生ごみを堆肥化し，ごみとして出さないようにするための製品でございます。コンポストを購入する場合には，町が購入費用を補助する制度がございます。コンポストは，家の近くに畑などをお持ちの方，そういう御家庭にとっては有効な対策でございます。また，生ごみ処理機と言いまして，電気で加熱し，生ごみを乾燥させるものがございます。こういった機器にも補助制度がございます。これは，余分な敷地を持たない方や，アパートなどにお住まいの方に有効な方法でございます。そのほか，生ごみ堆肥化容器，これは一般的にはエコペールと呼ばれておりまして，この製品は役場や各地区公民館で販売しておりまして，町が半額を負担しますので，町民の皆様は半額で購入できます。このエコペールにつきましては，自治会や町内会など，団体で一緒に減量化に取り組まれる場合には，購入費を全額補助する制度もございます。なお，エコペールでの堆肥化は，ボカシを使用することでより良質な肥料になります。ボカシは，無料で役場や公民館で配布しております。

続きまして，紙おむつを使用している御家庭への支援ということでございますが。まず，３歳未満のお子様のいらっしゃる御家庭につきましては,現在,無料袋を配布させていただく予定としております。また，介護の必要な御家庭につきましても，社会福祉協議会で家族介護用品利用券，通常「おしめ券」と呼ばれていますが，この交付を受けていらっしゃる御家庭を対象に，無料袋を配布させていただく予定としておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　川上君。

○２番（川上淳司君）　再々質問になりますが，今回のごみ有料化というのは，公平性を欠くものではなく，公平性であるからこそ１番良い時期に最良の選択をされたと思っております。

今後やっていく上で，最初の説明でもありましたが，ごみの再資源化につきましてもう少し踏み込んだ御回答をいただければと思います。あわせまして，イベントのごみ処理につきましては，お話もありましたが，町内会等でやる夏祭り等のイベントに対してはどういうふうな対策をいただけるか。先ほどのボランティア袋のようなものの配付で終わるのかどうかというのも，ちょっと疑問なんでお教えいた

だければと思います。

○議長（江尻健二君）　町民課長。

○町民課長（小川公一君）　御質問にお答えいたします。まず，ごみの資源化につきましては，矢掛町一般廃棄物処理基本計画の中で，平成３７年度までに資源ごみを１０％増加させることを目標としております。この数値は，矢掛町の全てのごみのうち約３分の１が資源ごみとして活用されるという高い目標でございます。この目標を達成するための対策といたしましては，資源ごみを出しやすい環境を整えるほか，集団回収の参加団体を増やすなどの対策を主なものとして考えております。

しかし，実現可能な手段につきましては，どんどん積極的に取り入れてまいりたいと考えておりますので，よろしくお願いいたします。

次に，イベント等で出たごみの対策ということでございますが，イベントにはさまざまな実施主体，実施形態などがあります。町や教育委員会のイベントにつきましては，最終的には，町や教育委員会が事業所ごみとして処理をいたします。

そのほかの地域のイベントにつきましても，事業系のごみになりますので，イベントの主催者が処理施設へ直接搬入していただくのが原則でございます。さきほどのボランティア袋につきましては，地域の清掃活動なので，こういった行事のときの事前の清掃活動などには，ボランティア袋を配布することができます。

指定ごみ袋制は，各御家庭からゴミステーションに出されるごみについて，有料の指定ごみ袋を使用していただく制度でございます。各家庭でもう一度，これは本当にごみなんだろうかということを今回の導入を機に考えていただき，減量と資源化につきまして御理解，御協力をいただきますようお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　川上君。

○２番（川上淳司君）　ありがとうございました。

結局，捨ててしまえばごみですけど，極力，再資源化をして少しでも町民の皆さんもごみを減らしましょうということで，町民の皆さんの御協力をお願いしまして，私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　お諮りいたします。ここで１５分程度休憩いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，１０時５５分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時４３分　休憩

午前１０時５５分　再開

○議長（江尻健二君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

次に４番，浅野毅君お願いします。４番浅野君。

○４番（浅野毅君）　４番議員の浅野でございます。よろしくお願いします。

２つ質問をさせていただきます。１つは文化財の活用についてということと，２つ目が財産区についてということで，質問させていただきます。

文化財の活用については，質問要旨で出させていただいておりますのが，矢掛町内に国の指定文化財

が７件，県の指定文化財が７件，それから町の指定が５８件ありますが，この文化財を町の顔としてアピールすべきと思います。町の見解を問いますということでやらせていただきます。２番目の財産区につきましては，町内財産区の成立時期及び現状についてお教えください。これは一般的に，財産区というのは耳にはするのですが，なかなか中身が分からないという声を聞きますので，あえて質問させていただきます。

まず１番の文化財の活用についてということで，この前の山陽新聞の１面に「滴一滴」という欄がありますが，８月３０日の記事に中国経済産業局が今秋モデル事業に乗り出すという記事がございます。その中で，一大観光地の宮島とともに矢掛町が選ばれたという記事がありました。これは，３月にふるさと名物応援宣言に続く経産省の関連事業であります。非常に喜ばしいことです。

このように，矢掛はメジャー級の発信力を備えた町といえます。そこで，歴史かおる文化の町として，今までより一層アピールするために，地域資源といいますか，矢掛の文化財を全面に売り出していくべきではないかと。もう既にやっておられることは充分承知しておりますが，これ以上に力を入れてやるべきではないかという趣旨の質問でございます。

本陣や脇本陣は近世の文化財で，もう皆さん一般によく知られておりますが，他にも矢掛には日本の歴史における時代ごとに文化遺産，歴史遺産がたくさんあります。国の指定重要文化財が７件，県の指定重要文化財が同じく７件，町の指定重要文化財が５８件，平成２０年の資料では５６件だったんですが，問い合わせますと２件増えて５８件になっております。これは，県の指定が少な過ぎるなという感覚でおりますので，これも増やしていかなければいかんのではないかなというふうに思っております。

簡単に矢掛の歴史遺産を時系列で述べさせていただきます。いっぱいあるので，全てを読み上げるわけにはいきませんので，簡単に代表と思われるものを申し上げます。

まず，弥生時代から江戸時代までそれぞれ歴史で習った時代に分けて文化財であるというのがポイントだと思います。まず，弥生時代は白江遺跡，これは墓地の跡，それから清水谷遺跡，これは環濠集落跡ですかね。これも結構有名なものでございます。それと古墳時代，これは南山田の小迫大塚古墳，これも非常に有名で，１年ぐらい前に岡山大学の先生が調べておられましたが，非常にこれも有名でございます。それと奈良時代では，もう御存じの下道氏の墓域。これは国の指定でございます。それから，銅壺。これも国の指定。忘れてはいけないのが毎戸遺跡ですね。これはまだ指定にはなっておりませんが，古代山陽道というのも史跡だろうと思います。それから平安時代。これは，県の指定で大通寺にございまして，木造不空絹索観音菩薩坐像，これもかなり有名なんだそうです。それから不動明王立像，これも大通寺にございます。それから鎌倉時代になりますと，これは捧澤寺のもので，今，県立博物館においてあります絹本著色愛染明王像。これは，国の指定になっております。それと，捧澤寺の金剛力士像。これは町の指定ということでございます。それから室町時代になりますと，これも捧澤寺で，絹本著色地蔵菩薩像。それから，洞松寺に木造伝喜山性讃座像。これも県の指定ということでございます。それと神戸山城址，小田の室町時代初期の史跡でございます。それと，小田寺。室町時代末期の観音堂がございます。そして，江戸時代になりますと，御存じの旧矢掛本陣脇本陣がございます。ほかにも，大通寺の庭園とか福武家住宅とか，三成陣址義倉址とか，いろいろございます。

等々たくさんありまして，例えば人の関係でもたくさん有名人がおられます。例えば，奈良時代ですとこれはもちろんメジャー級の吉備真備ですね。それと矢掛関係は，平安では安倍晴明。以前は結構浅口市と矢掛町で検証された方も，今でもいらっしゃると思うんですが，安倍晴明。それから室町時代後

期では，詩人の小田正徹。戦国時代では，ＮＨＫで放送されました豊臣秀吉も関係あって，茶臼山に来られておったとかいうような話で，これは史実もございます。それから，毛利家は猿掛城関係で非常に有名でございます。それから江戸時代で，良寛さんが矢掛によく来られておったという史実もございます。

また，神社・仏閣につきましても他地域に比べて非常に多くありますし，備中神楽も非常に存在感があります。明治以降については，時間の関係でちょっと省略させていただきます。

申し上げればきりがございませんので，次に行かせていただきます。

観光とは，中国の古典に「国の光を観る」とあるそうです。これは何かといいますと，国の光，国のよいところ，今言いますと矢掛の中のいいものを見つけるのが観光だというような意味でとらえられておったようです。つまり矢掛のいいところを見つけるということではないでしょうか。これが観光ともいえると思います。

さきほど述べた，矢掛の歴史遺産はまさに矢掛のよいところ，矢掛の光でございます。矢掛に埋もれた光が多くあると思います。そこで，国，県，町の文化財指定をもっともっと増やす運動をしたらどうかという思いで質問をさせてもらっております。今後，矢掛は，ますます国内外から注目されると思います。矢掛の歴史遺産に光を当て，国内外に発信し，歴史かおる文化の町をより奥の深い品格のある町にしたいと思いますが，町の見解を問います。よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　教育課長。

○教育課長（田中立志君）　それでは，４番浅野議員さんからの御質問であります文化財の活用について，町の顔としてアピールすべきとの御質問に関連いたしまして，まず教育課の方からお答えをさせていただこうと思います。

さきほど詳しく議員さんのほうから文化財につきまして説明をしていただいたところでありますが，現在矢掛町には，議員さんもおっしゃるとおり，国，県，町，合わせまして７３件の有形・無形の指定文化財がございます。これらの指定文化財は，矢掛町の歴史や文化を知る上で，また観光面におきましても，当然欠かすことのできない貴重な地域資源であるというふうに考えております。これら貴重な文化財につきましては，その多くが個人所有でありますとか，お寺，神社や財産区でありますとか，自治会所有，こういった地元の関係者などの御努力をいただく中で，日常の管理やそれから一般公開がなされておるというのが実情でございます。文化財保護を主管といたします教育課といたしましては，その保護・保存を前提に公開，それから情報発信などによりまして文化財の活用を図ることは，これは大変重要であるというふうに考えております。

そこで議員さんからの，文化財の指定を増やしたらどうかとの御提案でございますが，この件につきましては，教育課のほうで平成１７年から１８年にかけまして，町内の未指定であります文化財の調査を実施した経緯がございます。その際，これは候補になりえるだろうという物件が２５件出てまいりました。そして，これをもとに文化財保護委員会のほうでその価値等につきまして協議・検討をいたしまして，平成２０年の２月に，新たにその時点に加えて１４件を町の指定文化財ということで，指定をいたしたところでございます。

また，その後におきましても，一昨年の平成２６年の５月にも所有者の申し出等がございまして，これを受けまして委員会で検討をした結果，これも新たに指定をさせていただいたところでございます。

教育課といたしましては，引き続きこうした関係者と連絡なり調整をとりながら，文化財の一層の活

用とともに，歴史と文化のかおる町やかげにふさわしい事業の継続，あるいは取り組みを進めてまいりたいというふうに考えておりますので，御理解の程よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（江尻健二君）　産業観光課長。

○産業観光課長（奥野隆俊君）　４番議員，浅野議員さんの御質問，文化財の活用についてということで，産業観光課からお答えをいたします。

矢掛町には，歴史・文化に基づきます資源，文化財が豊富にあります。町民は，この歴史・文化に支えられた資源を，誇りを持って守ってまいりました。本陣・脇本陣を中心とした歴史・文化に基づいた歴史的町並みを訪れる方が増えておりますけれども，その目的は，「見たい」，「触れたい」，「知りたい」などを目的とした方が多いと見込まれます。そうした中で，文化財保護と観光の共存によりるまちづくりを進めているところでございます。

歴史的・文化的資源は観光客へのアピール，プロモーションには有利に働き，観光客，交流人口の増が見込めるものでございます。歴史・文化を生かした観光による交流人口の増は，観光まちづくりに有効に働き，産業振興の上からは地域外からの外貨の獲得にもつながり，地域の活性化につながるものであり，プラスの要因に働くものでございます。

観光振興は，地域活性化に有効に働きます。文化財を活用した地域活性化を考えるとき，文化財保護と観光の開発をどのように融合させ，地域の活性化を進めていくのかを考えておく必要があります。町，地元，その他関係者間で，まずは文化財としての価値はどのようなものなのか，そして，その価値をどのように位置づけるのかという点を充分に検討し，観光資源としての位置付け，どのように観光開発していくのかといった方向性を進めていくことになろうかというふうに思います。

いずれにいたしましても，文化財をはじめとした地域資源を活用した地域の活性化は重要な視点ということになってきております。これを生かした観光まちづくりを進めてまいりたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　浅野君。

○４番（浅野毅君）　再質問といいますか，お伺いしたいんですが。

教育課の方で丁寧に説明していただき，ありがとうございました。ただ，１つだけちょっと。県の指定が７件ということがありますんで，これはぜひもう少し増やしていただけるように，いろんな問題がございましょうが，ひとつ努力していただければと思います。これはお願いでございます。

それと，産業観光課長さんの方の文化財の保護と観光と共存してやるという，地域資源を活用してやるということ，非常にありがたいと思っておりますので，その方針でひとつ，歴史・文化のかおる町に相応しいということで，ぜひやっていただければと思います。この質問はこれで終わります。

２番目の財産区について御質問させていただきます。

日頃より，財産区の関係者の皆さんには，住民の恒久的福祉の増進を図ることを目的に頑張っておられることに感謝しております。財産区については，一般に知られていない面もございますので，理解を進めるために質問をさせていただきたいと思います。

私自身は，財産区について以下のように解釈しております。これは，地方自治法で法人格を認める特別地方公共団体であり，市制，町村制を施行する際に，幕藩時代からの財産を引き継いだ例や，町村合併の際に，旧町村の財産を引き継ぎ管理している例があります。行政権は持たず，市町村及び特別区の首長，議会が権能を担うが，条例により財産区議会や財産区管理会を設けることができる。このように，

本に書いておりまして,理解をしているんですが,このような理解でよろしいでしょうかといいますか,もう少し詳しく教えていただきたい。

１番目に，矢掛の財産区の成立過程。これは合併のときだろうと思うんですが，もう少し詳しくお願いしたい。２番目に，矢掛は財産区管理会を設置しているが，財産区議会を選ばなかった理由といいますか経過。それと，財産区ごとの条例にしなかった過程。今，１３の財産区がありますが，それぞれの各財産区は法人でございますので，条例が１３あってもいいかなというような単純な考えでございますので，そのあたりの経過を教えていただければと思います。以上です。

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　それでは，４番浅野議員さんの財産区についての御質問にお答えをさせていただきます。

現在，矢掛町では，決算書にありますように１３の財産区の特別会計がございまして，実際に財産を持ち，管理会を設置して財産を管理しているというものでございます。そこで，若干わかりにくいという言葉がありましたので，財産区について少し説明をさせていただきたいと思います。

議員さんがおっしゃられましたとおり，財産区は，基本的には市町村合併の際に新市町村に引き継がずに，その財産を旧町村のまま財産区を設置して残すというものでございます。財産区について，確かに地方自治法に定めがございまして，特別地方公共団体という位置付けになります。町は，普通地方公共団体ですので，同じように法人格を有する別の団体ということになります。ただ，普通地方公共団体というのは，広範な事務を処理するという機能を持っておりますが，財産区につきましては，財産の管理等という限られた機能を持つ特殊法人ということになります。同じ地方公共団体ですので，町とは別の法人ではございますが,財産区に関する事務については,施行者は町長という規定になっております。町長が財産区の管理者で，町の職員が事務補助，会計事務は会計管理者，監査は町の監査委員，そして予算等は町議会の議決ということになろうかと思います。

また，本町の場合は，各財産区に財産区管理会を設けております。町長の諮問に応じて御意見や御同意をいただいたり，財産の調査管理などをお願いいたしておるところでございます。

そういった財産区ですが，質問が３点ございまして，まず１点目，本町の１３の財産区の成立の状況でございます。明治の大合併，このとき市町村制が施行されたんですが，明治の大合併の際に設置された旧財産区，それから昭和の合併のときに施設されました新財産区。大きく２つあるわけですが，矢掛町の場合，昭和の合併を２度行っておりますので，成立時期だけでいいますと３つに区分されるというものになります。

まず，明治２２年の市町村制の施行のときの合併ですが，そのとき設置されたのが，東三成，横谷，里山田，南山田，中，こういった大字の名前のついた財産区。これが今，８財産区ございます。これが明治のときにできた旧財産区になります。

次に，昭和２９年の合併の際ですが，この時設置されましたのが，美川，山田，川面，中川，旧村の名称のついた財産区で，新財産区が４財産区あります。それから，昭和３６年の小田の合併による小田財産区，これで１３財産区でございます。

それぞれ合併のときの合併協定によりまして，旧町村の財産を財産区として残すもの。それから，新町に承継して，そういうものに分けて手続を行うというのは，それぞれの合併協定で定めをしております。

成立時期による大まかな特徴なんですけれど，明治の合併の際にできた財産区の旧財産区ですが，これはほとんどの財産を財産区として残して，ごく一部の行政財産のみを新町村へ継承というふうにされているようです。全国的にそういう流れだったというふうに記憶では残っております。

逆に，昭和２９年の合併。これも合併協定に載っているわけですが，山林のみを財産区として残して，それ以外は全て新矢掛町に承継をいたしております。

次の昭和３６年の小田財産区。これまた２９年とはちょっと違いまして，それぞれ個別財産ごとに財産区，それから矢掛町へ承継と，それぞれ決めておりまして，それぞれの合併協定書に記載されているというものでございます。このように，本町の場合，ある意味３回あったわけですが，それぞれ時代，時期，そのタイミングによって財産区の財産の内容もまちまちという状況です。基本的には３回その時期があったということになります。

次に２点目で，矢掛町では財産区管理会を設置しております。なぜ財産区議会を選ばなかったかという御質問ですが，自治法上，財産区は固有の議会を持たないというのが原則なんです。知事が必要と認めるときは，区議会を設けることができるという規定になっているんですが，実は，これは地方自治法の新しい規定で，昭和２９年に改正によって設けられたものです。財産区の管理会という制度自体が昭和２９年以降ですので，それまでの旧財産区というのは区議会があったわけですが，昭和２９年の合併の際に新しい法律の原則どおり，古い財産区も含めて管理会というのを選択して，設置をいたしております。

その理由について詳しく記したものが見つからないんですけど，１３全ての財産区に区議会を設けて，それぞれが運用規律するというのは，同じ町の一部として財産区の性格上，必ずしも適当ではないというふうに考えております。非常に大きな市町村で，限られたところにだけ財産区があるという場合はまた別ですが，矢掛町の場合，全町にわたって財産区がございますので，町との一体性を保持するということ，それから，財産区の運営に住民の意思を反映させることを目的に管理会を設けるということで，そちらを選択したと考えております。

管理会自体が監査の審議官ではあるんですが，実際は，管理会の委員をもって組織する任意の機関で，執行，審議，監査，そういった機能を併せ持つ特殊な総合機関でございますので，充分その機能を果たせるというふうに理解をいたしております。

それから，３点目の管理会条例。各財産区ごとに条例をしなかったかということでございますが，これも当時理由を書き記したものがないんですが，法制執務上どちらでも構わない。原則は各財産区ごとに設けるというのがあるんですが，法制執務上１つにまとめても構わないというのがありますので，名前だけ違う条例をいくつもつくるのか，１つにまとめるのかということで，当時まとめる方を選択したと思われます。現在，総務企画課が法制執務担当課ではあるんですが，現在その判断を求められたら，当然同じように１つにまとめるというのを選択したと考えております。

財産区というのは，区民の福祉の向上に資するというのが，議員さんもおっしゃられたとおり大前提でございます。区域外にその財産区の財産を使用するというのは，基本的にできません。

現在どの財産区も，主な事業内容としては山林等の財産管理，これを行っていただいておりますが，財産区の財産の活用ということについては，昨日，補正予算を出させていただいておりますが，横谷財産区が消防機庫用地取得の財源，これを補正いたしておりまして，財産区から一般会計へ繰り出しまして，区域住民が利用する施設の財産を取得するという補正をいたしておりますが，これも１つの財産区

財産の活用事例ということになろうかと思います。

複雑な内容もあったんですが，以上で財産区の成立時期，また現状等の説明とさせていただきます。

○議長（江尻健二君）　浅野君。

○４番（浅野毅君）　ありがとうございます。財産区につきましては，さきほどのお話のように恒久的福祉の増進を図るというような目的でありますんで，これからもいろいろそういう方向に使っていただきたいと思います。それと，成立過程とか，財産区の管理会，それから財産区ごとの条例については，よくわかりました。これから町民の皆様にいろいろお聞きされた場合でも，これをもとに答えていければと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　続きまして８番，萩野清治君お願いします。８番萩野君。

○８番（萩野清治君）　８番議員の萩野清治でございます。通告に従い，次の２点について質問をいたします。

まず１点目は，子育て支援のさらなる充実について質問をいたします。その１つとして，さきの参議院議員選挙で「保育園落ちた」のブログが話題を呼んだが，その後，政府は国民の声を受けて緊急対策を発表しました。その中には，保育士の処遇改善も打ち出されているが，矢掛町の場合，どのように考え，対応しているか。また，矢掛町の保育園ごとの定員と実際の園児数，そしてまた保育士の配置状況，正職員，嘱託職員，臨時職員の状況をお聞かせください。

それから２つ目は，矢掛町では３月議会で思い切った定住対策，子育て支援策，具体的にはもう既に議決をしております保育料の第２子半額補助，第３子以降無料，あるいは幼稚園の保育料の無料化等々，具体的な施策を実施されています。こうした施策を補償するためにも，保育を受ける側はもちろんですが，保育する側の保育士の処遇改善，具体的には，正職員化が必要と思いますが，町長のお考えをお聞かせください。この点につきましては，町長答弁で2015年の３月議会で，１０年前の合併議論の中で，議会側も含めて公立で頑張るが，民間手法も取り入れた，つまり，保育士の嘱託化もやむを得ないという結論になり，今日に至っているとの答弁もありましたが，私は，１０年前の合併議論の結論，これは今，合併した近隣市町では，合併しても何もいいことはなかった。中心部はよくなったかもしれないが，周辺地域は，行政機構，あるいは福祉，医療にしても不便になり，何もよいことはなかったという声が出ておると聞きますが，こうした結論は既に出ているのではないでしょうか。こうした中で，矢掛町の将来をかけた施策であるなら，幼児期の子供たちが安心して過ごせる公立の保育園，幼稚園の存続がぜひとも必要と思うし，同時に園児たちの安心安全を保障するためにも，保育士の正職員化がどうしても必要と思いますが，改めてお考えをお聞かせください。以上よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　保健福祉課長。

○保健福祉課長（松嶋良治君）　８番議員，萩野議員さんの子育て支援のさらなる充実についての質問の前段の部分について，保健福祉課の立場でお答えいたします。

御承知のとおり，現在，全国的に保育士不足が深刻な問題として取り上げられております。保育士の資格がありながら保育士としては働かない，いわゆる潜在保育士が日本全国で７０万人から８０万人いると言われています。

保育士の給与は他の職種よりも低く，サービス残業が多いなど，労働環境が悪いというイメージも根強く，職員の定着につながっていない現状がございます。

国としても，保育士不足を解消するために，保育士の処遇改善への取り組みをみせております。

そういった社会の流れの中での矢掛町での対応でございますが，平成２８年４月から，嘱託保育士の給料を平均月１万円，率にして５．６％アップさせております。期末手当，ボーナスでございますが，平均年間１６万５千円増の改善を行っております。臨時職員につきましても賃金改定を行い，雇用安定の観点から働きやすい職場づくりを図っているところでございます。来年度以降につきましては，国の取組みを注視しながらということになろうかと思います。

続いて，本町各保育園の職員の実態でございますが，平成２８年４月現在の状況を申し上げます。町内４つの保育園の定員合計 330 人に対し，園児は 286 人，保育士は園長含め５１人でございます。

園ごとに申し上げますと，矢掛保育園は園児 104 人，保育士１９人，三谷保育園は園児６１人，保育士１１人，中川保育園は園児５５人，保育士１１人，小田保育園は園児６６人，保育士１０人という状況でございます。

保育士の内訳ですが，５１人のうち正職員は５人，嘱託職員は４１人で，臨時職員は５人という状況です。

以上が，矢掛町の状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君）　それでは，８番議員さんの２点目，後段の御質問で，保育士の正規職員化について，現在の担当課，総務課としての考え方などをお答えさせていただければと思います。

このたびの処遇改善の内容につきましては，保健福祉課長が申したとおりでございますが，保育士の正規職員化については，以前も萩野議員からの御質問にお答えをさせていただいておりますとおり，本町嘱託職員につきましては，町の方針として十数年前から嘱託化を進めてきたものでございます。

嘱託職員は，名称は嘱託職員でございますが，勤務形態としては常勤雇用。昇給もありますし，主任への昇格もございます。特に給与面では，このたび町長の指示もありまして処遇改善，先進的に行っておりますので，他の民間保育園や社会福祉施設と比べて優れているのではないかと思っております。実際，そういった声も届いております。

御承知のとおり，保育園，社会福祉施設の運営につきましては，公立私立にかかわらず国の基準額が定まっております。

本町では，加配保育士の配置，それから保育料の減免，こういったものを行っておりまして，現在でも基準以上の町費負担というのが現状でございます。職員の嘱託化ということだけではなく，限られた財源の中で少子化対策への積極的な取り組みというのを行っておることを御承知いただきまして，御理解をいただきたいと思います。

ただ，人材確保という面で，近年発達障害児の増加など，保育に関する環境というのが非常に厳しくなっている中で，保育の質の向上という面ではやっぱり人材確保，それから保育士の安定的な確保というのが必須になってまいります。しかし，今現在全国的に保育士不足という状況の中で，本町においても，特に人材確保については非常に苦戦をしているというのが現状でございます。

本町の場合，公立保育園ということから法的な制限がございまして，更新があるとはいいながら，嘱託保育士は１年ごとの有期雇用という就業条件になっております。これは採用募集の際の，確かにマイナス要因になるのは否定できないかなというふうに思っております。議員さんも正規職員化という御意見でございますが，担当課としても，ある意味公立保育園の限界というのも感じているところでござい

ます。

過去には，入園希望者の低年齢化，それから保育士の増員，延長保育や一時保育，そういった多様なニーズに対応しながら，なおかつ財政的にも解決する手段ということで，保育園の民営化についてかなり検討した経緯がございます。その結果，ある程度嘱託化を進めていくということで，もちろんそれだけではないんですけれど，そうしたニーズに対応して公立保育園として維持しようというふうに報告させていただいたと聞いております。

しかし，今となって嘱託職員という法的に任用に制限があるという状況のなか，昨今の深刻な保育士不足，こういったことから，近隣市町も実際踏み切っていらっしゃるわけですが，公設民営，指定管理，こういったことも視野に入れて，今後具体的に考えていかなければならないのかなというふうに担当課としては現在思っているところでございます。以上でございます。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　１点目，２点目につきまして，保健福祉課長，それから総務企画課長から御答弁をいただきました。１点目の①につきまして，保育士に対する処遇改善，これにつきましては，答弁にありましたように，保育士の基本給与の引き上げ，あるいはボーナスの改善など，積極的な対応をしてくださっておるということで理解をしたところであります。ただ，そうは言いましても，厚生年金でありますとか，健保でありますとか，こういったものは共済と変わらない同じようになったわけでありますけども，退職金等につきましては依然として非常に大きな格差があるんじゃないかなというふうに思っております。それから，各保育園の実態，定員と実際の入園児数につきましては，若干の余裕があるということで，都市部で言われているような待機児童はないということの確認をしたところであります。しかし，保育士５１人の中で，正職員はわずか５人，嘱託職員が４１人，臨時職員が５人という状況で，これも年齢構成がわかりませんが，近いうちには正職員がいなくなる可能性があるんではないかなというふうに思っております。それが現状だというふうに認識をしたところであります。それから，②の方では，幼児期の子供たちが安心安全に過ごせる子育て支援という意味で，保育士の処遇改善，とりわけ，正職員化は非常に今，大事だというふうに思って質問をしたわけであります。

先ほど総務企画課長の答弁では，公立保育園での正職員化は限界に来ておるんではないかなと。公設民営化，指定管理制度も含めた検討が必要な時期に来ているのではないかというふうな答弁でありました。私は，こうした状況をつくり出した原因というのは，国が公立保育園，保育所運営費，建設費，こういったものを一般財源化した。交付税参入したということなんですけれども，見えないというふうなことの中で起こっているのではないかなというふうに思っております。国のほうは，先ほどもいいましたように，「保育園落ちた」というお母さん方の切実な声に押されて緊急対策を打ち出しましたが，入所基準の緩和でありますとか，民営化の方向，こういったことで真の解決にはほど遠い状況ではないかなというふうに思っております。こうした中で，自治体も国と同じように民営化の方向，指定管理の方向だということでは，国や自治体の保育への公的責任，こういったことが充分果たせないことになるんではないかというふうに思っております。もちろん，自治体の財政非常に厳しい状況の中で，子育て支援に対する具体的な施策も頑張っておられますし，こういった中で，公立で保育士も正職員化で，未来を担う子供たちが安心して育つ環境をつくっていく。そのために，国に対して保育士の配置基準や労働条件の改善，建物の修繕などの運営費の国庫負担制度の復活を，こういったものを求めていく。こういった中で，公立の運営，しかも正職員化を頑張っていく。こういうふうなことが求められているのではな

いかと思います。町長の答弁を改めてお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　町長。

○町長（山野通彦君）　私のほうから，この件についてお答えしたいというふうに思います。

担当のほうで，率直に現状の話と特に総務企画課長の方には踏み込んだ事務レベルの長年の検討をし抜いてきておりますので，お話ししたかなというふうに思います。

議員の内容を見てみますと，保育士の処遇改善，もう１つは正規という言葉と公立の保育園とのセットになりますが，これをぜひ必要だという御意見でございます。

この保育士処遇改善については，私も積極的に国より早く，この２８年度に手を打ちました。その時点では，国の対策が見えてきておりませんでしたが，その後に国が出してきたので，今後，その具体的な案が来ましたら，今実施したことと，今後については適切に対応していきたいというふうに思っています。

後の件には，残念ながら議員の考え方は国の方向とは全く逆であります。そういうことに関して，多少ちょっとお話を，具体的な例として話してみたいというふうに思います。いろいろなところへ協議をいたしました。ということは，よくここで公立で維持しておるという感じがする資料でございます。

第１点は，協議をしてなぜこうなったのかというのは，議員が言われますように，公立の保育園については補助金から交付税化した。この行為が現実的には決定的な方向転換にもなっておるわけです。その行為は今から６年ほど前，平成２３年度から見てみますとですね，だいたい保育園の費用というのは，毎年２億４千万円～２億５千万円かかっております。この６年間くらい。それに対する交付税措置は，約１億円前後でありまして，一般財源の持ち出しが７千万円前後，そういう決算が現実であります。ということから言わせれば，民間であったらこの６千万円～８千万円のお金はありませんので，今の交付税措置の範囲内で今現在でも運営しておるということでございます。こういうことから言わして，余計国はですね，公立を廃止の方向へ持っていこうとしているのが表れの１つであります。これだけの財源がいりながら，行政運営の中で努力して今継続をしておるというのをしっかりと知っておいていただきたいというふうに思います。

それからその後にですね，認定こども園の話が出てまいりまして，矢掛町もぜひですね，これに取り組もうと，もっと真剣に担当とやってまいりました。御存じのように，矢掛の幼稚園を見ていただきますと，かなり印象が悪い施設になっております。それを改修しようということで，期待をしながら担当と練っておったんですが，国へ行きますと，公営は対象になりません。私立はなります。やるなら一般財源でという話でありました。そのときに，ほぼ計画が煮詰まる段階であっただけにですね，私も国の方へいろいろ尋ねましたが，残念ながら実現しなかって，まだこの件についてはちょっと頓挫しておるという状況ではございます。

その後に，最近ですね，新聞で見られたかどうか，倉敷市長が認定こども園を交付金事業をもって実施するというテレビ報道がございました。すぐ担当へ指示してですね，これは対象になるんではないかなということでお話ししましたところ，調べたら，これも私立だから対象になる。公立では，対象になりません。という話でありました。

そういうことを見ていますと，それぞれ完全にですね，やるならば一般財源でやりなさいという方向へ，国は決めたものしか出しませんという意識だろうというふうに思います。将来においては，ハード面に大きな影響が出てくるという感じを持っております。

もう１つですね，具体的な例として，新聞でこれだけ待機児童が多いときに横浜市が待機児童ゼロというのは全国民が見られておるというふうに思います。皆さん方もどういうふうにしてゼロにできたんだろうかというふうに思われるというふうに思いますが，ここの戦略というのを，林市長でありますけれども，どういうことでやってきたかということです。

つまり，株式会社の参入に積極的に取り組んだということでございます。民間というよりか，具体的に既に株式会社の参入が進んでいたので，ということは，横浜が取り組む前にですね，全国的には株式会社の保育園ができておったということでございますが，そういうことなんで，抵抗はそれほどなかったと。社会福祉法人だけでなく，株式会社やＮＰＯなど，形態にとらわれず，多様な法人の参入を促した。民間の認可保育所のうち３６％は株式会社が占めており，ここは全国平均より１割高いというような，こういう手法のなかで待機児童をなくしとるということも１つ知っていただければというふうに。ぜんぜん公立という言葉は出てまいりません。

それからもう１つ，やはり議員さんの話から言えば，公立と民間と言えばありがたいんですけれど，公立は良くて民間は劣るんではないかなというふうに聞こえます。

そういうところで，ここへ書いておりますが，質問が，株式会社はサービスの質の低さや撤退リスクが指摘されるが，実態はという質問であります。民間企業は，サービスの質を上げ，信頼を得られなければ潰れてしまう。行政は，行政の中で仕事をしているからわからないだろうが，民間の方がよっぽど努力している。民間だと，質を落とすことだとか，保育事業以外の事業に利益を回すだとか批判する人もいるが，そのようなことはない。事業譲渡は過去にあるが，児童の利用を最優先に対応した。というふうに書かれております。これは実態の話だろうと。矢掛町も，やはり信頼関係があるというふうに思います。

行政も非常に信頼がおけるということは，何なのかということに関しては，議員さんもおわかりのように，つまり，その予算だけでなしに，税金を使ってやりなさいという意図があるというふうに思いますが，非常にデリケートな問題であります。

こういうことから言わして，質問の趣旨，正規雇用，そして公立ということに関しては，非常に難しい。全国的な事例を挙げてまいりましたが，矢掛町だけということにはならないかなというふうに思います。また現実，しかしながらどうするかということについては，その角度でなしに，現在の幼稚園と保育園の実態，それから私が少子化対策を打ちました。多分，今も増えておりますが，増えるというのは絶対数が増えるのではなしに，家庭でというのが今度は保育所へ預けるかも分からない。これから来年度の募集をとりますけれども，そういうことがどういうふうになってくるかということがありますけれども，もう１回，担当といろいろ過去も研究してきておりますけれども，変化，実態の中でですね，矢掛町としてどうあるべきか。安心安全の施設ということはもちろんですし，言葉が，嘱託，正職というのは当然わかりきったことですけれども，それでは必ず保育園はできない，国の方針が出ておりまして，そういう待遇の形では，公務員の対応では保育園の運営は難しいというふうに完全に思っておる。この辺も理解していただきたいというふうに思います。

何はともあれ，いろんな知恵を出しながら，すくすくと育っていくような環境をしっかりとしていかなければならない。これは保育園ばかりでなく幼稚園の問題もあり教育委員会関係もあるので，私もその辺のジレンマもあるんですけれども，それを乗り越えてですね，検討していかなければならないというふうに思います。教育委員会もそれを検討しておるというふうに思いますので，その結果を踏まえて，

また検討してまいりたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　町長ほうから，将来展望も含めた御答弁をいただきました。

私の質問の趣旨からいうと，若干見解が違うというふうなことにもなろうかと思いますが，実際に矢掛町の中での課題というのは，いろいろ保育園の保育士の正職員化だけでなしに，農村部，田舎のほうでは幼稚園と保育園の働くお母さん方のいろいろなニーズ，こういったものに対応していくというふうなことでの課題とか，いろいろなものがあることも充分承知をしております。町のほうでも，そういった今の国の施策の限界の中で，制度の中でいろいろ検討をされておるというふうなことでは，あるいは敬意を表する次第であります。ただ，矢掛町の第６次の振興計画の中でも，質の高い保育の実現，提供というふうなことも挙げられておられます。先ほどからも出ておりますように，預ける側，また逆に預けられる側も，安心安全な保育体制，これが前提条件でなければならないというふうに思います。当然全てを正職員化，すぐにというふうなことはもちろん難しいことだというふうには思います。４月になってから，急に働くから保育園へ預けたいとかというふうなことで，正職では対応できない部分ももちろん出てくるような時代もあって，４月になってから増えるというふうなケースもあろうかと思いますので，そういったことも含めて，いろいろな柔軟な対応が必要だということは充分わかるわけでありますけれども，少なくとも，今５人ですから，主任クラスはもう１園だけぐらいが正職で，あとは全て嘱託・臨時というふうな状況であります。もちろん，保育だけでなしに事務的な負担とかいろんなものもかかってくるわけでありますので，段階的に，少なくとも主任クラスぐらいまでは正職員にするとか，段階的な方向転換をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

先ほどから，横浜の例でありますとか，大都市では株式会社の参入でありますか，そういったことも町長の方からお話しがありました。しかし私は，介護にしても，保育にしてもですね，金儲けといいますか，そういった性格の事業ではないということを申し上げたいというふうに思います。会社の方が今，日本の大企業が３百数十兆円ですか。内部留保を持っておるとか，いうふうなことで，儲け分をどんどん出してくれればそれはいいわけですけれども，儲からなければ撤退するといったことでは，保育の事業とかそういったことは成り立たないというふうに思うわけでありまして，本当に安心して，両方とも安心して，責任持ってやれるというふうなことで言えば，公立の保育園のほうがいいということで，引き続き頑張っていただきたいということを申し上げまして，私の質問を終わります。以上です。

○議長（江尻健二君）　萩野議員，もう１件野良猫対策について。

○８番（萩野清治君）　１点目の質問を終わらせていただきます。２点目の質問に入らせていただきます。

２点目は，野良猫対策についてであります。最近，町内をまわっていまして，至るところで野良犬でなしに野良猫を多く見かけます。特に，町内には空き家が多くなっておりますが，こうしたところで捨て猫が自然繁殖しているのではないかと思いますが，町内の苦情等の実態についてお聞かせいただきたいと思います。

犬につきましては狂犬病予防法がありまして，登録・予防注射が義務づけられているためか，野良犬は最近あまり見かけないような気がいたしますが，猫については動物愛護法もあり，自然繁殖した猫が家に来るから，えさを与える。そこでまた自然繁殖するといった悪循環になっているのではと思います。

良心的な人は，これ以上自然繁殖しないように去勢手術，避妊手術といいますか，こういったことを

していると聞きますが，手術代もオスで１万５千円ぐらい，メスで２万円ぐらいと聞いております。こういった手術代の助成制度など,先進事例がないか,できればこうした助成制度の検討をお願いしたい。よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君）　お諮りいたします。昼食の時間がせまっておりますが，このまま会議を続行したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よってこのまま会議を続行いたします。町民課長。

○町民課長（小川公一君）　８番，萩野議員さんの御質問にお答えいたします。

野良猫対策ということで，まず御質問の１点目，町内の苦情の実態につきましては，町民課に寄せられました苦情としては，平成２５年度に苦情が２件，２６年度に２件，２７年度に１件でございます。

内容につきましては，多くの猫を飼っているということで，飼い主が猫の管理を十分にできず，糞尿などで近所に迷惑をかけているということ。それから，敷地内に野良猫が勝手に入ってきて困るというような内容でございました。こういった苦情につきましては，飼い主の方に適切な飼育をお願いすることで対応しています。

しかし，猫の飼い主がわからない場合，いわゆる野良猫の場合については，先ほど議員さんが言われたとおり，猫と犬では法律上の取り扱いが異なりますので，所管している岡山県動物愛護センターでも猫を捕獲することができませんし，役場でもできません。

次に，御質問の２点目。避妊手術代の助成制度などの先進事例ということでございますが，岡山県内では，２７年度から岡山市の保健所が助成制度を設けております。岡山市では，所有者のいない猫を減らすために，地域猫活動支援事業を実施しております。

まず，所有者のいない猫を適切に飼育管理することに協力的な市民自らが団体をつくり，市の指定を受けます。その団体が管理する猫のことを地域猫と言いまして，野良猫と区別した上で，地域猫の去勢や避妊手術に対しまして，岡山市は１万円を上限とする助成を実施しています。

野良猫につきましては，動物愛護法の関係もありまして，行政による捕獲や処分が困難です。他県の事例を見ても，岡山市同様に地域住民団体による一定の保護管理のもとで数を増やさないような取り組みを推進するというのが，現状でできる対策と考えられます。

なお，県の動物愛護センターによりますと，このような取り組みは成果が出るまでには１０年はかかるとのことでして,なかには住民同士でトラブルが起きて訴訟に発展したというケースもありますので,実施するにあたっては地域住民同士の理解と協力が非常に重要になります。

３点目，所有者のいない猫への去勢，避妊手術への助成ということでございますが，この繁殖制限につきましては，所管が都道府県または政令指定都市，そして中核都市になりますので，町といたしましては，必要があれば県に要望してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　町民課長のほうから御答弁をいただきました。

地域で団体等を立ち上げて，いわゆる地域猫的な保護管理をするというようなこともなかなか難しいわけですけれども，もし具体的な団体というか，全体の地域でのいろいろな論議が必要ではないかなというふうな気がいたします。同じ町内会，自治会，地域の中でもいろんな考えの方がおりまして，みんな心を１つにしてこうやろうというふうな声というのはなかなか難しいかと思うんですけれども,ただ,

こういった今の矢掛町がこれから過疎，高齢化が進んでいく状況の中で，このまま放置してよいものかなという気がして，質問をさせていただいたわけであります。単純な言い方をしますと，獣医さんの消滅等があれば，そういった去勢手術の，岡山市は１万円を上限というふうなことでありますけれども，これも１つの団体として登録を受けておるというような前提でありますが，その辺りなかなか難しいことですけれども，再度質問して，御答弁をいただければと思います。

○議長（江尻健二君）　町民課長。

○町民課長（小川公一君）　猫につきましては，先ほども申し上げましたが，扱いが非常に難しくて，８月の末に動物愛護センターで会議がございまして，そこでもやはり猫の取り扱いについて，市町村の職員に何か良い提案はないかということが求められるのが実態でございます。県においても，その扱いに苦労していますし，野良猫を見つけたら，まずは警察に届けるというようなことも言われたりしております。猫を遺失物として，拾得物として扱うということがあったり，それを勝手につかまえると，犯罪になったりすることもありますので，行政としては非常に手を出しにくいような状況でございますので，御理解をお願いします。

○議長（江尻健二君）　萩野君。

○８番（萩野清治君）　実際になかなか難しい問題ではあろうかと思いますが，今後こういったことが増えてくるだろうということが思われますので，ぜひとも，これからの課題として御検討いただければというふうに思います。これをもちまして，質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　昼食時間を少し経過しましたが，会議の続行に御協力いただきありがとうございました。以上で通告のありました方々からの一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし，明日８日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，次の会議は明日８日午前９時３０分から再開することに決しました。それでは，これにて散会といたします。皆さん御苦労さまでございました。

午後０時６分　散会

平成２８年第４回矢掛町議会第３回定例会（第３号）

１．会議招集日時　平成２８年９月８日　午前９時３０分
２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前９時３０分
　　　　　　　　（延会）　午前９時４２分
３．議員の出欠状況

議席番号	氏　　名	出欠等の　別	議席番号	氏　　名	出欠等の　別
1	花　川　大　志	出	2	川　上　淳　司	出
3	土　田　正　雄	出	4	浅　野　　毅	出
5	山　野　豊　久	出	6	髙　岡　一　万	出
7	笹　井　愛　子	出	8	萩　野　清　治	出
9	植　田　修　弘	出	１０	江　尻　健　二	出
１１	青　江　　茂	出	１２	守　屋　正　晴	出

〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町　長	山野通彦	副町長	武井道忠
教育長	嶋山英二	総務企画課長	山縣幸洋
町民課長	小川公一	保健福祉課長	松嶋良治
産業観光課長	奥野隆俊	建設課長	津島昭二
上下水道課長	渡邉孝一	教育課長	田中立志
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計課長	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課主幹	三宅伸幸
総務企画課主幹	片岡　崇		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書　記	笠行　淳

６．議事日程

日程第　１　　議案第５６号　平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
　　　　　　　議案第５７号　平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について
　　　　　　　議案第５８号　平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
　　　　　　　議案第５９号　平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定について
日程第　２　　報告第　２　号　平成２７年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

日程第　３	議案第６０号	平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
	議案第６１号	平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
	議案第６２号	平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
	議案第６３号	平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
	議案第６４号	平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）について
日程第　４	議案第６５号	財産の取得について
日程第　５	請願第　１　号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための，2017 年度政府予算に係る意見書採択の請願

～～

午前９時３０分　開会

○議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

昨日の会議に引き続き，御苦労さまでございます。

本日の出席議員は，１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配布のとおりであります。

〜〜〜

日程第１　議案第５６号　平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第５７号　平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第５８号　平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第５９号　平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定について

○議長（江尻健二君）　日程第１，議案第５６号から議案第５９号を一括議題といたします。

既に説明が終わっておりますので，ここで，監査委員から決算審査の結果報告をしていただきます。監査委員植田修弘君，お願いします。９番，植田君。

○９番（植田修弘君）　それでは，命によりまして決算審査の結果報告を行います。

地方自治法第233条第２項，及び241条第５項の規定に基づき審査に付されました，平成２７年度矢掛町一般会計及び特別会計，２１会計の歳入・歳出決算，並びに各種基金の運用状況についての審査を，去る７月７日から２１日までの間，髙月監査委員とともに関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査を行いました。その結果，一般会計をはじめ，各特別会計とも審査に付されました決算書類は法令の規定に従い作成されており，係る関係諸帳簿及び証票書類等会計手続きも適正に処理され，経理は正確・適切に処理されていることを認めたところであります。

平成２７年度一般会計決算額は，対前年度比で歳入約５億9,500万円の減，歳出約５億1,800万円の減となっております。これは，運動公園など，大規模工事の終了等に伴うものであり，その他の事業については，財源も過疎債などが効率的に活用され，将来設計のもとに措置されており，健全性の維持にも配慮されているものと判断されます。

税及び税外収入については，町民に不公平感が生じないよう，引き続き厳正な徴収に努めるよう要請したところでございます。

今後におきましても，効率的な財政運営と健全財政の堅持を図り，住民福祉の向上に努められますよう要望したところであります。

次に，地方公営企業法際３０条第２項の規定に基づき，審査に付されました平成２７年度の矢掛町病院事業会計，矢掛町介護老人保健施設事業会計，及び矢掛町水道事業会計の決算審査は，去る６月２２日，髙月監査委員とともに，関係職員の説明を聴取しながら厳正に審査を行ったところであります。その結果，３会計とも審査に付されました決算書類は，法令の規則に従って作成されており，これらに係る関係諸帳簿，及び証票書類等は，会計事務手続きに沿って適正に処理され，決算財務諸表は，期末における事業の財政状況と年間の経営成績も適正に表示するものであり，各計数も正確に処理されていることを認めたところであります。

いずれの企業会計においても積極的な取り組みが行われ，また事業運営に必要な資金も留保され，財務もよい決算が継続されているので，今後においても中・長期的シュミレーションに基づき，運営にあたるよう要望したところでございます。

なお，詳細につきましては，別添の意見書を御覧いただきたいと思います。
以上で決算審査の結果報告を終わります。

〇議長（江尻健二君）　監査委員から決算審査の結果報告が終わりました。

これより，質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本決算案件は，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。　よって，議案第５６号，平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について, 議案第５７号, 平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について，議案第５８号，平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，議案第５９号，平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

〜〜

日程第２　報告第２号　平成２７年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について

〇議長（江尻健二君）　日程第２，報告第２号，平成２７年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率について，を議題といたします。

説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

〇議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。報告第２号については，地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項，及び第２２条第１項の規定によるものでございますので，討論を省略し，採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに，御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，報告第２号，平成２７年度矢掛町各会計決算に基づく健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率については，原案のとおり承認されました。

〜〜

日程第３　議案第６０号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
議案第６１号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第６２号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について
議案第６３号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について
議案第６４号　平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）について

〇議長（江尻健二君）　日程第３，議案第６０号から議案第６４号までの補正予算案を一括議題といたします。

これも説明は終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第６０号から議案第６４号までは，予算決算常任委員会に付託し，審査をお願いしたらと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，議案第６０号，平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について，議案第６１号，平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第６２号，平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第６３号，平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について，議案第６４号，平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）については，予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

～～

日程第４　議案第６５号　財産の取得について

○議長（江尻健二君）　日程第４，議案第６５号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので，直ちに質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第６５号は，原案のとおり決することに，御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，議案第６５号，財産の取得については，原案のとおり可決決定することに決しました。

～～

日程第５　請願第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための，2017 年度政府予算に係る意見書採択の請願

○議長（江尻健二君）　日程第５，請願第１号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第１号は，所管となる総務文教常任委員会に，審査付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，請願第１号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための，2017 年度政府予算に係る意見書採択の請願は，総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

本日予定しておりました案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて延会とし，次の本会議は，２０日の火曜日，午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。よって，本日はこれにて延会とし，２０日の火曜日，午前９時３０分から本会議を再開することに決しました。

ここで，お知らせいたします。休会中に，付託案件審査のため，各常任委員会が次の日程で開催されます。総務文教常任委員会が９日の金曜日，午前９時３０分から，また，予算決算常任委員会が １２日の月曜日の午後１時３０から，１３日の火曜日，１４日の水曜日，１５日木曜日の午前９時３０分から，それぞれ，全員協議会室で開催されます。関係者の御出席をお願いいたします。

それでは，本日はこれにて延会といたします。

皆さん，御苦労さまでございました。

午前９時４２分　延会

平成２８年第４回矢掛町議会第３回定例会（第４号）

１．会議招集日時　平成２８年９月２０日　午前９時３０分
２．会議の開閉　（開会）　午前９時３０分
　　　　　　　　（議事）　午前９時３０分
　　　　　　　　（閉会）　午前９時５５分
３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	花川大志	出	２	川上淳司	出
３	土田正雄	出	４	浅野毅	出
５	山野豊久	出	６	髙岡一万	出
７	笹井愛子	出	８	萩野清治	出
９	植田修弘	出	１０	江尻健二	出
１１	青江茂	出	１２	守屋正晴	出

〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山野通彦	副町長	武井道忠
教育長	嶋山英二	総務企画課長	山縣幸洋
町民課長	小川公一	保健福祉課長	松嶋良治
産業観光課長	奥野隆俊	建設課長	津島昭二
上下水道課長	渡邉孝一	教育課長	田中立志
矢掛病院事務長	稲田欽也	会計課長	藤原徳忠
介護老人保健施設事務長	丹下裕之	総務企画課主幹	三宅伸幸
総務企画課主幹	片岡崇		

５．出席した事務局職員

議会事務局長	奥村栄治	書記	笠行淳

６．議事日程

日程第　１　議案第５６号　平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について
　　　　　　議案第５７号　平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について
　　　　　　議案第５８号　平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について
　　　　　　議案第５９号　平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定について
　　　　　　議案第６０号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について
　　　　　　議案第６１号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について
　　　　　　議案第６２号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６３号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６４号　平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）について

請願第　１　号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための，2017年度政府予算に係る意見書採択の請願

日程第　２　　発議第　２　号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017年度政府予算に係る意見書の提出について

～～

午前９時３０分　開会

〇議長（江尻健二君）　皆さん，おはようございます。

今月８日の本会議に引き続き，御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は１２名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は，お手許に配布のとおりであります。

〜〜

日程第１　議案第５６号　平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について

議案第５７号　平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について

議案第５８号　平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について

議案第５９号　平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定について

議案第６０号　平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について

議案第６１号　平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６２号　平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

議案第６３号　平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

議案第６４号　平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）について

請願第　１　号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための，2017 年度政府予算に係る意見書採択の請願

〇議長（江尻健二君）　日程第１，議案第５６号から議案第６４号，及び請願第１号を一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，去る８日の本会議において審査をお願いいたした案件で，委員会審査も終了し，請願については，別紙のとおり報告書も提出されておりますので，報告していただきます。

報告の順は，総務文教常任委員長，予算決算常任委員長，の順にお願いいたします。

それでは，まず，総務文教常任委員長，髙岡一万君お願いいたします。６番，髙岡君。

〇６番（髙岡一万君）　おはようございます。

それでは，命によりまして，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る，９月８日の本会議において付託を受けました，請願第１号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための, 2017 年度政府予算に係る意見書採択の請願」についての審査を，９月９日，総務文教常任委員会を開催し，全委員出席のもと，慎重に行いました。

まず，紹介議員から説明を受けたのち，質疑・討論を行いました。

その中で，「基本的な意思は尊重するが，矢掛町の実態にそくした請願内容であって欲しい。」という意見や，「前年と同じ内容の請願を出すのは，納得がいかない部分がある。」という意見，また，「同じものを出し続けるのは，請願のあり方を考える必要がある。」といった意見などがありましたが，採決の結果，全会一致で，「採択」と決しました。

以上が，総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。

不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いいたしまして，総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

〇議長（江尻健二君）　続いて，予算決算常任委員長，守屋正晴君お願いいたします。１２番守屋君。

○議員（守屋正晴君）　それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る９月８日の本会議において付託を受けました，議案第５６号の，平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定，並びに，議案第５７号から議案第５９号の，平成２７年度病院事業，老人保健施設事業，水道事業の各公営企業会計決算認定案件４件と，議案第６０号から議案第６４号の平成２８年度矢掛町一般会計，矢掛町国民健康保険特別会計，矢掛町介護保険特別会計，矢掛町公共下水道事業特別会計，矢掛町横谷財産区特別会計の，補正予算案件５件の審査のため，今月１２日から１５日の４日間にわたり委員会を開催し，全委員出席のもと，町長，副町長，教育長，病院管理者ほか，関係職員の説明を聴取しながら，慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして，概要と結果につきまして，御報告いたします。

審査の順に，まず公営企業会計決算についてでございますが，病院事業会計につきましては，町からの繰入金・経費の節減努力の実態・救急車の対応実績・ＳＰＤについて，また，看護師の離職者についてなどの質疑応答をしたところであります。

老人保健施設事業会計では，入所・通所者数の状況や，ケアマネを通しての施設への入り方，また，利用者の増に向けた施設の対応等に関する質疑応答が行われました。

次に，水道事業会計では，有収率，家庭の漏水対策，不用額についての説明，内神の配水池などについての質疑応答を行いました。

審査の結果，いずれの公営企業会計につきましても，全会一致で，原案を「了」といたしました。

次に，一般会計及び特別会計決算についてでありますが，一般会計では，事業の状況，実績や成果，今後に向けての課題や取り組み方針，未収金や欠損金など，各分野において，相当数の質疑・応答を行いました。

審査の結果，決算内容に異議を唱える者はなく，一般会計，特別会計，いずれも，適切・妥当として，全会一致で，原案を「了」とした次第であります。

次に，議案第６０号から議案第６４号までの補正予算案件についての審査結果でございますが，議案第６１号及び議案第６４号については，特に質疑等は無く，全会一致で，原案を「了」といたしました。

議案第６０号の一般会計補正予算については，三菱自動車関係の公用車の購入，ごみの有料化，エコタウン事業，観光タクシー，備中屋長衛門の改修，サテライトオフィス等誘致補助，こうど会館新築設計費，三谷分団２部機庫用地取得にかかることなど，相当数の質疑・応答がありました。

また，特別会計補正予算では，議案第６２号はニーズ調査について，議案第６３号は企業会計移行についての質疑・応答を行いました。

審査の結果，委員会として，全会一致で原案を「了」とした次第であります。

なお，執行部におかれましては，本委員会での意見・要望等に十分留意され，なお一層，適切な事務・事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（江尻健二君）　それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。

なお，請願につきましては，審査報告書がお手許へ配布されておりますので，御確認いただきたいと思います。

それでは，ただいまから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　討論を終結いたします。

これより採決を行いますが，議案の性質上，分離して採決を行います。

お諮りいたします。まず，議案第５６号から議案第５９号について採決を行います。

議案第５６号から議案第５９号までの平成２７年度各会計決算認定については，委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，議案第５６号，平成２７年度矢掛町一般会計及び各特別会計決算認定について，議案第５７号，平成２７年度矢掛町病院事業会計決算認定について，議案第５８号，平成２７年度矢掛町介護老人保健施設事業会計決算認定について，議案第５９号，平成２７年度矢掛町水道事業会計決算認定について，はそれぞれ議案のとおり，認定することに決しました。

次に，議案第６０号から議案第６４号について採決を行います。

お諮りいたします。議案第６０号から議案第６４号までの補正予算案件については，委員長報告の通り決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，議案第６０号，平成２８年度矢掛町一般会計補正予算（第２号）について，議案第６１号，平成２８年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第６２号，平成２８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について，議案第６３号，平成２８年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）について，議案第６４号，平成２８年度矢掛町横谷財産区特別会計補正予算（第１号）については，それぞれ議案の通り可決決定されました。

次に，請願第１号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための 2017 年度政府予算に係る意見書採択の請願の採決を行います。

請願については，委員長報告では請願第１号について「採択」であります。

よって，委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，請願第１号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための 2017 年度政府予算に係る意見書採択の請願は委員長報告のとおり決しました。

お諮りいたします。ただいま，請願第１号について髙岡一万さん他の皆さんから，意見書提出についての発議案が提出されました。

これを日程に追加し，直ちに議題といたしたいと思いますが，これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，発議案を日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。

議案書配布のため，暫時休憩いたします。休憩。

〔議案配布〕

○議長（江尻健二君）　休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

〜〜

日程第２　発議第２号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための2017 年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（江尻健二君）　日程第２，発議第２号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための 2017 年度政府予算に係る意見書の提出について，を議題といたします。

なお，本案に対する提出者からの提案理由の説明は，会議規則第３９条第２項の規定により省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，発議案提出者から提案理由の説明は省略することに決しました。

この際，事務局長から発議案を朗読させます。局長。

○議会事務局長（奥村栄治君）　〔発議案朗読記載省略〕

○議長（江尻健二君）　朗読が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君）　討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第２号は，議案の通り措置することに決して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，発議第２号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための 2017 年度政府予算に係る意見書の提出については，原案のとおり措置することに決しました。

お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管部分の調査・研究，並びに特別委員会での調査・研究については，議会での継続審査の議決が必要であります。したがって，次期議会の会期・日程等の議会運営は閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会及び特別委員会での調査・研究については閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，次期議会の会期・日程等の議会運営につきましては閉会中の議会運営委員会の継続審査に，各常任委員会，特別委員会の調査・研究については閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と

決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

会議規則第７条の規定により，本日をもって，第４回矢掛町議会第３回定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君）　異議なしと認めます。

よって，第４回矢掛町議会第３回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君）　閉会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

平成２８年第４回矢掛町議会第３回定例会につきましては，１５日間の会期でありましたが，上程いたしました「教育委員会委員の任命に同意を求めることについて」のほか，一般会計，特別会計，及び企業会計の決算認定や補正予算など，計１２件につきまして，慎重な御審議を賜り，それぞれ，原案のとおり御決定をいただきまして，誠にありがとうございました。

議案審議，並びに一般質問などで賜りました御意見や，御提言につきましては，今後，十分検討させていただきたいと存じます。

さて，台風の発生が多く続いておりますが，８月は４つの台風が北日本や東日本に接近し上陸いたしました。このうち，北海道には台風７号と１１号，それに９号の３つの台風が相次いで上陸したほか，先月３０日には台風１０号が統計を取り始めて初めて，東北地方の太平洋側に上陸いたしました。

この影響で，北日本の各地で記録的な大雨となり，特に北海道，岩手県では多くの犠牲者が出る甚大な被害となりました。

近年，県内でも記録的な大雨が増加しており，当町といたしましても，「避難準備情報」，「避難勧告」，「避難指示」のタイミングが遅れることのないよう，空振りを恐れず対応してまいりたいと存じます。

また，現在，台風１６号が四国の南を東に向かって進んでおり，岡山県には，昼過ぎに最も接近する予定であります。情報収集等，万全な体制を整え，対応してまいりたいと存じます。

最後になりましたが，本年度事業におきましては，引き続き，町民福祉の実現に向けた予算執行を円滑に進めていく所存でございます。どうか，議員の皆様方には，一層の御支援と御協力を賜りますよう，お願い申し上げまして，閉会の御挨拶といたします。

本日は，大変ありがとうございました。

○議長（江尻健二君）　以上をもちまして，閉会といたします。

なお，この後１０時１０分から議会全員協議会を開催いたしますので，議員の皆様，関係職員には，全員協議会室へ御参集ください。

それでは皆さん，お疲れさまでございました。

午前９時５５分　閉会

地方自治法第 123 条第２項の規定によりここに署名する。

平成　　年　　月　　日

矢 掛 町 議 会 議 長

矢 掛 町 議 会 議 員

矢 掛 町 議 会 議 員